

1. 議事日程（令和4年第1回北広島町議会定例会）

令和4年3月10日
午前10時開議
於 議 場

- 日程第1 発議第2号 ロシアによるウクライナ侵攻に対し平和的解決を求める決議
(案)
日程第2 一般質問

一般質問

《参考》

- 伊藤立真 ①FTTH化早期完了と音声放送受信世帯の拡大を
②ドローン活用の環境整備について
中村忍 北広島町教育の現状と今後の展望を問う
山形しのぶ 北広島町まちづくりセンターのあり方を問う
亀岡純一 豊かな森林経営を創り出す方策は
梅尾泰文 これからもお米づくりはできるのか

2. 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 亀岡純一 | 2番 伊藤立真 | 3番 敷本弘美 |
| 4番 中村忍 | 5番 佐々木正之 | 6番 山形しのぶ |
| 7番 美濃孝二 | 8番 梅尾泰文 | 9番 伊藤淳 |
| 10番 服部泰征 | 11番 宮本裕之 | 12番 湊俊文 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

- | | | |
|-------------|----------------|-------------|
| 町長 箕野博司 | 副町長 畑田正法 | 教育長 池田庄策 |
| 芸北支所長 榎原ナギサ | 大朝支所長 小椿治之 | 豊平支所長 細川敏樹 |
| 危機管理課長 野上正宏 | 総務課長 川手秀則 | 財政政策課長 植田優香 |
| 管財課長 高下雅史 | まちづくり推進課長 沼田真路 | 税務課長 矢部芳彦 |
| 町民課長 大畑紹子 | 福祉課長 芥川智成 | 保健課長 迫井一深 |

農林課長 宮地 弥 樹 商工観光課長 中川 克 也 建設課長 竹下 秀 樹
上下水道課長 寺川 浩 郎 消防長 日田 靖 成 学校教育課長 植田 伸 二
生涯学習課長 西村 豊 会計管理者 細居 治

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅 克 江 議会事務局 小川 友里江

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、議場内においても原則マスクを着用することとしております。マスクをしたままで議事進行させていただきます。質問並びに答弁を行う際もマスクをしたままで結構ですので、はっきりと発言するように努めてください。皆様のご理解とご協力をお願いします。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 発議第2号 ロシアによるウクライナ侵攻に対し、平和的解決を求める決議（案）

○議長（湊俊文） 日程第1、発議第2号、ロシアによるウクライナ侵攻に対し、平和的解決を求める決議案を議題とします。本案について趣旨説明を求めます。1番、亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 発議第2号、令和4年3月10日。北広島町議会議長湊俊文様。提出者、北広島町議会議員亀岡純一。賛成者、同服部泰征、同伊藤淳。ロシアによるウクライナ侵攻に対し、平和的解決を求める決議案。標記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。ロシアとウクライナによる停戦交渉は行われておりますが、今もなおロシア軍の侵攻によりウクライナの市民が犠牲になる戦闘状況は変わらないようであります。一日も早く、市民を巻き添えにして攻撃するような戦闘を停止するよう、その合意が結ばれることを心から祈ります。では、決議案の朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。ロシアによるウクライナ侵攻に対し、平和的解決を求める決議案。2月24日に始まったロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国連憲章の重大な違反であり、国際秩序の根幹を揺るがすもので、断じて容認できない。また、ロシアのプーチン大統領は、今回の軍事侵攻に際し、核兵器の使用を示唆するような発言をしている。さらには原子力発電所や核施設への

攻撃も行っている。これらのことは、被爆者のこんな思いをほかの誰にもさせてはならないとの思いから、核兵器の廃絶と、世界恒久平和の実現を願うヒロシマの心を踏みにじるもので、強い怒りを覚える。ロシアによるウクライナへの軍事侵攻とプーチン大統領の発言に対して、厳重に抗議する。ロシアは、即時にロシア軍による攻撃を停止し、ウクライナから完全撤退するよう、また関係国政府においては、一日も早い平和的解決に向けた外交努力を行うよう強く求める。以上、決議する。令和4年3月10日、広島県北広島町議会。議員各位のご賛同をお願いいたします。

- 議長（湊俊文） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、発議第2号、ロシアによるウクライナ侵攻に対し、平和的解決を求める決議案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 一般質問

- 議長（湊俊文） 日程第2、一般質問を行います。質問時間は30分以内とし、また、質問及び答弁においては簡潔に行っていただくようお願いしておきます。質問の通告を受けておりますので、登壇してマイクを正面に向け、一般質問を行ってください。2番、伊藤立真議員の発言を許します。
- 2番（伊藤立真） 2番、伊藤立真です。今日は、さきに通告しておりますF T T H光通信網化早期完了と音声放送受信世帯の拡大、それとドローン活用環境整備についてという、2点について質問してまいります。まず、1つ目、F T T H光通信網早期完了と音声放送受信世帯の拡大について伺ってまいります。時代とともに通信環境は大きく変わってきました。1988年にサービスが開始されたNTTのI S D N、これ日本語で言いますと、サービス総合デジタル網、この回線については、電話サービスは引き続き使えるようですが、デジタル通信モードのサービスは2024年1月に終了するとしています。2000年代に広く普及したA D S L、これも日本語に訳すと、非対称デジタル加入者線、こういったサービスについては、光通信環境が提供されない地域では引き続きサービスを提供するとのことですが、光通信サービス提供エリアでは、2023年1月末でサービスの提供を終了するとしています。2010年7月から、H F C、同軸ケーブルと光ファイバーの組み合わせでネットワークを構成するものですが、いわゆるきたひろネット、このサービス全面供用開始が町内で開始され、2022年今年4月からはF T T H、光通信網によるサービスがちゅピC O Mによって順次町内で展開されることになると承知をしております。そこで通信速度について、どのくらい高速化になるのか調べてみました。当然、契約通信速度や機器、時間帯等によって違いが生じるので、あくまで参考値ですが、広島県でのA D S L、この通信速度は平均ダウンロード速度が7.64 M b p s、以下単位を省きます。アップロードが1.83、きたひろネットは、平均ダウンロード速度が21.12、アップロードが3.18。ちゅピC O M光、これがF T T Hです。平均

ダウンロード速度が273.37、アップロードが206.56とありました。この差は歴然であり、特にアップロード速度では、その差が顕著のようです。数字ではなかなか分からないので、実際に文字数に置き換えてみました。1MBのデータ、これは日本語で50万字、原稿用紙で1250枚分のデータをダウンロードする速度で比較した場合ですけれども、ADSL、7.64Mbpsであれば大体1秒かかります。これが現在の光きたひろネットでは0.3秒、ちゅピc o m光になると、0.026秒になります。単純にきたひろネットとちゅピC O M光の差が約12倍違うというふうな数値になってまいります。北広島町によりやく光回線網が整備されるということになります。日本で家庭用光回線が登場したのは2003年なので、実に20年遅れということではありますが、高速通信回線を待望する声は若い世代や事業者に限らず、多くの町民が待ち望んでいた環境であり、よりやく標準的な環境が整備されるということになります。F T T H光ケーブル網化による高速通信化もさることながら、せつかくの通信網を最大限に活用すべく、町内全世帯の加入に向けて町の取組やちゅピC O Mの事業展開にも期待をしたいというふうに思っています。前回の定例会で、地域の防災情報等はきたひろネットの音声放送やスマートフォン情報アプリで知ることができますが、きたひろネット未加入の方やスマートフォンをお持ちでない方、こういった方については情報取得が難しい状況であり、情報伝達や高齢者等避難支援について体制を整えておくことの必要性について質問をさせていただきました。今回は、このことにも関連づけてF T T H光ケーブル化の進捗と加入変更手続の状況、音声告知放送の受信世帯拡大方策について質問をしております。まず、全員協議会の中でも報告を受けましたが、改めて現時点での幹線工事等の進捗状況とちゅピC O Mの戸別訪問の状況を伺ってまいります。幹線状況の進捗状況はいかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 幹線整備の状況についてですけれども、町内全域で、おかげさまで無事に完了しております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 戸別訪問数の状況、これはどういったような状況になっておりますでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） ちゅピC O Mによる戸別訪問につきましては、2月末現在で2149世帯にダイレクトメールを発送しております、そのうち1230世帯で契約が完了している状況でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 一応進んでいるということ、ダイレクトメールも送られということですね。昨年11月の資料で、ちゅピC O Mによるサービス説明、契約に関する戸別訪問、これが千代田エリアは令和3年10月から令和5年12月にかけて、芸北エリアは令和3年10月から令和4年3月、大朝エリアは令和4年4月から令和4年10月、豊平エリアは令和4年11月から令和5年12月に行い、引込みや宅内工事、これは千代田エリアは令和4年4月から令和6年3月、芸北エリアは令和4年4月から令和4年10月、大朝エリアは令和4年8月から令和5年2月、豊平エリアについては、令和5年3月から令和6年3月にかけてというふうになっておりましたが、これらは予定どおりに進んでおりますでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 現在、ちゅピCOMの社員がダイレクトメールを送付いたしまして、訪問日程をご本人様と調整した上で詳しい説明や契約に各ご家庭へ伺っております。進捗状況につきましては、議員ご指摘のとおり、昨年の区長文書で各世帯にお知らせをしておりますスケジュールどおりおおむね進んでおります。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今のところ予定どおりに進んでいるというふうなお答えです。北広島町と同じようにFTTH、光ケーブル化を令和3年度末までにするとして、今事業を進めてらっしゃる世羅町、こちらのほうでは、世界的な半導体不足の影響でONU、これは光信号をテレビやインターネット用に変換する機器のことですけれども、これらの機器の確保ができていないということで、設置完了が遅延する見込み、情報では2割足りないというふうな状況のようでもありますけれども、こういった影響、北広島町ではありませんか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） ちゅピCOMのほうが一括して早めに発注をしておりますおかげで、予定どおり納品は順調に足りているということをお伺しております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 確保されているということで、ちょっと安心をしました。ちゅピCOMによるサービス説明、契約に関する戸別訪問については、きたひろネット加入者向けに通知がされていますが、直接ちゅピCOMから訪問されるということによろしいのですね。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） ちゅピCOMの担当社員がご本人さんと連絡をお取りいたしまして、ご本人さんが希望される日程を調整した上で直接訪問をさせていただくということになってございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） ちゅピCOMから訪問されるということです。複数のきたひろネット加入者の方から、手続はこっちから連絡をせにゃいけんのかねとか、そういった相談を私受けております。加入者の方に直接ちゅピCOMから訪問されるということがしっかり伝わっていないということで、今の質問させていただきました。昨年10月21日付で、きたひろネット加入者の皆様ということで、町長名で、きたひろネット事業の株式会社ちゅピCOMへの譲渡について（お知らせ）という文書が出ております。今年の4月1日からきたひろネットが行う事業をちゅピcomへ譲渡し、運営すること。この事業に伴う加入者での新たな手続等は必要ありませんという記述部分には下線が引いてありましたので、お知らせ文書の趣旨自体はここにあるのかなというふうに読み取れます。最終行に、なお、光ブロードバンドサービスへの移行については、別途ちゅピCOMよりご案内いたしますという記述が確かにあります。ただ、実感として、これから戸別訪問が始まる千代田、大朝、豊平地域では、まだこれから数か月、あるいは1年先のことであって、訪問があるということの認識がちょっと足りていないのではないかなという思いがしています。具体的にどのタイミングで、どのような案内がどのように行われていくのかというのを伺いしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 先ほどの文書ですけれども、一遍にきたひろネットからちゅピCOMの光ブロードバンドサービスには移行ができかねますので、4月1日からちゅピCOMがきたひろ

ネットの事業を承継して運営していくわけですが、4月1日から運営者は変わってもサービスそのものはきたひろネットと同様のサービスを行ってまいりますので、それについては移行の手続きというのは何ら必要ございませんという趣旨でございます。宅内の光化を行わないと、先ほど議員ご指摘あったように、高速通信というものは実現いたしませんので、それについては、戸別にちゅピCOMの社員が訪問し、契約内容をご説明した上で、工事の契約を結ぶということになっております。芸北を皮切りに行っておりますけれども、千代田では北部のほうから順次進めておりまして、川戸、蔵迫、舞綱、寺原、今田、後有田ぐらいまでは、ずっと南下してきておるわけですが、郵便の発送と同時にきたひろネットの音声告知放送で、いついつこういう文書を発送しますということを事前にお知らせして、不審な文書ではありませんよと。きたひろネットからちゅピCOMに変わるための光化のご案内ですよということを周知した上で、訪問が容易に進むように配慮しておりますのでございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 郵便と同時に告知放送でもお知らせして、誤解のないように進めていくというふうなことで受け取ります。きたひろネットからちゅピCOMへの運用変更のタイミングに合わせるかのように、ネットセキュリティーを導入しませんかというふうな感じで、町内の中小企業になろうと思うんですけども、こちらのほうにセールスがあったという例を私聞いております。ちょっと相談がありました。こういった情報というのは町のほうに入っておりますでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 町のほうへは、そういった情報は特にいただいておりません。あくまでもその会社の訪問、セールスによるものだというふうには認識しております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今回の質問の中にFTTHとか、光ブロードバンドサービスとか、説明の中で使ったアップロードとかダウンロードとか、ネットセキュリティーとか、もう片仮名とか英語とか、とにかく分かりにくい言葉が大変多いです。こういった中で、きたひろネットからちゅピCOMへの運用変更、このタイミングに合わせるかのようなセールス、全てがいけないものとは当然限りませんが、こういったことへの注意喚起が必要じゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） インターネットサービスにつきましては、きたひろネットで行っていたものとちゅピCOM光が行うインターネットサービスは、どちらもJ:COM、いわゆるZAQというふうに愛称で呼んでますけれども、そのインターネットプロバイダーですので、今までどおり、同様の使い方をしていただけるものと思っております。ただ通信速度はすばらしく向上してきます。今まできたひろネットが提供しておりましたインターネットサービスとちゅピCOMが提供するインターネットサービス同様ですので、今までどおりのセキュリティー対策機能というものが装備されておりますので、ちゅピCOMのほうで、社員が訪問した際にそこからあたりも詳しく説明をして、ご安心、ご納得の上で契約していただけるように努力してまいります。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今のお答え自体は、サービス自体の変更はないので、セキュリティー等もこ

れまでと同様ですというふうな趣旨だろうと思います。私が伺いたいのは、質問の仕方が悪かったのかもしれませんが、加入者の方が惑わされるようなセールスが心配なんです。それに対する注意喚起ということが必要ではないですかというふうな質問だったんですけど、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 特に高齢者世帯の多い本町では、そういったご心配、誰が来たかよう分からんというようなことも、そういったこと、声はちょっと耳にすることもございますので、ホームページ、それから町の広報誌等で、ちゅピCOMの訪問する社員の顔写真と名前を広報誌のほうにも掲載をさせていただいて、それから必ず社員証を着用して、社用車は、白字にピンクの筋が入ったようなちゅピcomの特有の社用車で必ず訪問を行うようにして、紛らわしい不審者が来たというふうなことはないように十分配慮してまいりたいと思います。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 注意喚起は必要かなと思いますし、ちゅピCOM自体も今、地上波のほうでコマーシャルをされてますよね。そういったことも含めて、できるだけ広く皆さんに周知できたらなというふうに思います。前回の定例会で、きたひろネット未加入者、これが2327戸で、全体の27.8%ありますよというふうなお答えをいただいております。地域の防災情報等を確実に町民の皆さんへお届けする手段として、チャンネル放送や音声告知放送がとても有効だというふうに思います。きたひろネット未加入者の方にどのように加入の案内を進めるかを伺ってまいります。ちゅピCOMによる未加入者への案内、これがされる予定、計画とかはありますか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） ちゅピCOMは、中国新聞系列の会社ですので、中国新聞を媒体に、4月1日から北広島町でもサービスを展開しますということは、紙面でご覧いただいているのではないかなというふうには思っております。ちゅピCOMのほうでは、新規加入者、今はきたひろネットに既に参加しておられる方を中心に訪問しておりますけども、別部隊では、新規の加入者の獲得に向けて集合住宅であったりとか、法人団体等への積極的な加入促進に向けても取り組んでおられます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今のきたひろネット加入者の方については引継ぎもあるのでという、割と1対1で手厚い引継ぎ変更の訪問がされるというふうなことだと思うんですけども、未加入者の方については、なかなかちゅピCOMさん自体の営業方針もあるでしょうから、難しいところもあるかもしれません。きたひろネットに入っていない方が、なぜきたひろネットに加入をされていないかというふうな理由は把握をされてますか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 世帯ごとの個別の事由については、ちょっと把握はしておりませんが、集合住宅等であれば、大家さんの都合といいますか、そういった引込みに対するお気持ちというのがございまして、入居者だけの判断ではなかなか加入が難しいといった状況もございまして、ずうっと定住をされている方ばかりではなくて、短期の滞在の方等は、コンセントに差すだけでネットが使えるというような機器もございまして、なかなかきたひろネットで、ケーブルインターネットをつなぐまでには至っていないのかなというふうなところも感じており

ます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） そうですね、集合住宅等では大家さんの都合でというのは当然あることだとは思いますが、話の持っていき方なんですけども、高齢者世帯とかにできるだけ加入をしていただきたいというふうな思いもあるんですけども、未加入者の方の話として、これ結構若い方なんですけど、きたひろネットの場合ですけど、加入したら、テレビ放送や音声放送だけじゃなくてネットも一緒に加入しないといけないというふうな思いをして、そうすれば、毎月5、6千円払わなくちゃいけない。テレビ受信はできるから加入しないというふうなことを理由にきたひろネットに入っていないのよというふうなことをおっしゃる方が数名、私の周りにいらっしゃいました。ちゅピCOMの月額利用基本料では、基本コースは、地上波放送と音声告知放送で、税込みで月額1210円ということで紹介されてるというふうに承知しています。ちゅピCOMのチャンネルや音声告知放送は、インターネットやスマートフォンを利用されていない町内の方、特に先ほども申し上げましたが、高齢者世帯の方々に地域の防災情報等を確実に届ける手段としてとても重要なツールになるんだろうというふうに思います。今回質問しているこの状況ですけども、このこともきたひろネット加入者の方は放送を通じてご覧になることができますけども、未加入者の方はそれができないということになります。もちろんインターネットでもご覧になれません。きたひろネット未加入者について、どのように加入の案内をしていくか、そういったお考えありますでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 町としましても、未加入世帯の方、それから新規に転入された定住者の方、法人や団体など、新たなサービスに一人でも多くの方にご加入いただけるように、あらゆる機会を捉えて周知広報に取り組んでまいりたいと思います。きたひろネットからちゅピCOMに移行しても、情報通信サービスの根幹となりますので、広報誌であったり、公式ホームページでありましたり、SNSなど、それからいろんなまちづくりセンターで行われるスマホ教室とか区長会、それからいろんな会合等、機会を捉えて周知PRに努めてまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） あらゆる機会を捉えて未加入者の方に紹介をしていくというふうなことですけども、町広報でも紹介をされているのは承知してますけど、こういう町広報誌もなかなか皆さんがくまなくご覧になるということも、実際問題思うようにいかないケースもあろうかと思えます。そういったことを踏まえて、町広報をお届けするタイミングで構わないと思うんですけど、地域の区長さんとか集落長さんに回覧文書、あるいは口頭での加入の案内を依頼するなど、これは先ほどの似たような便乗のセールスの注意喚起も含めてこういったことをするという取組はお考えになられないでしょうか、どうでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） これまでも地域のそういったご要望にお応えして、集落単位でまとまって、お寄りとか常会とか、そういった機会を捉えて、一緒に何軒かが集まってそういうサービス契約の会を持たれたというようなことは伺っております。一昨年からずっと新型コロナの影響がございまして、なかなかみんなで密の状態はつくれないといったことがございましたけども、そこらあたりは十分注意しながら、できるところは、そういった集合の契約に関する集会、

そういったことができる状況であれば開催してまいりたいと考えます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） できるだけ、特に高齢者世帯の方の安全のことも含めて、積極的に未加入者の解消、これに取り組んでいただくことを期待しておきます。続いて2つ目、ドローン活用の環境整備について伺ってまいります。最近の技術革新はめまぐるしいものがあります。その1つにドローンが上げられると思います。町内で活用されているドローンとしては、稲作防除に使われるものが普及をしておりますし、既にビジネスとして運用されている実態もあります。ドローンの活用は、これから加速度的に広がるという見方が多く見られます。JAcom、これは農業協同組合新聞、このサイトですけども、この中に農業分野での活用について、ドローンの活用、防除にとどまらず、獣害対策、農地巡回、収穫への活用、情報、広報媒体としての活用、災害時の活用を掲げ、農業・農村を活性化させるための取組について、JAと連携を進める空をシェアし、空の道をつくるという会社の記事が掲載をされております。ドローンについては、中山間地域に居住する高齢者の買物難民対策、医薬品配送、災害被害状況調査、建物等点検業務など、多くの分野で活用が期待をされ、各地で自治体が参加した実証実験も行われております。今年の1月には、福山市で大手石油会社がドローン機体のシェアリングサービスと、整備点検サービスの事業化の実証実験を行っておりますし、最近では、2月に江田島市で、リモート診療後に患者さんに薬を届けるという実証実験を行うなど、新たなビジネス展開と雇用の創出につながってる例があります。北広島町長期総合計画後期基本計画に掲げる施策分野の中に、民間ビジネスとして活用できる分野もありますし、これからのまちづくりのモデルの一つになる可能性があると考えます。ただ、ドローンの普及拡大とともにオペレーターの育成や関連する航空法の改正に対する対応、運用モラルなどクリアすべき課題もあります。急速に拡大するドローン活用のニーズや課題、今後の考え方について伺ってまいります。現在、町で運用しているドローンがありますけども、その使用目的や使用頻度について伺います。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 現在、町で直接運用しているドローンは管財課で使用している機体がございます。建物点検健全度調査等のうち、点検箇所が高所で困難なものや足場が必要となるような建築物の屋根及び壁等の近接目視点検に月1回程度の頻度で使用しております。また、今年度につきましては、8月豪雨災害の状況調査でありましたり、災害廃棄物の仮置場の状況把握等に利用しており、そのほか、飛行可能な条件が満たせるものについては各課からの依頼で空撮等を行っている状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今現在、町で運用されている状況をお知らせいただきました。昨年10月28日に自動配送ロボットの実証実験がまちづくりセンターで公開をされました。少子高齢化が進む中で、特に中山間地域のラストワンマイル問題の課題解決に新たな物流インフラとなり得る自動ロボットの検証でありました。同じ問題解決の可能性をドローンも持っています。どちらも社会の中でインフラ機能として活用するためには、ロボットでは陸路、ドローンでは空路の確保が必要になります。共通課題として考えられる課題は、民法第207条が定める地権者の権利に基づき、ロボットやドローンの事業者と地権者の合意形成が必要だということがあります。ドローンにおいては、ユーザーと土地所有者をつなぐプラットフォームを展開する事業者が既にあり、特許取得された上空空間のアドレス管理という仕組みで構成されたビジネスモ

デルの実証実験が行政やJ A、電力会社などが関わり、もう既に行われています。この取組で行政等に期待されていることは、設備等の投資ではなくて、まずは空路の確保に向けた支援が欲しいということのようです。私自身このこと、ドローンの活用ですね。このことをもっと詳しく調べていこうというふうに思っていますけども、まずは、町がドローンの可能性や活用についてどのような認識を現時点でお持ちなのか、それを知っておきたいと思います。

町内でのドローン活用について、期待する分野などの認識を伺います。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） ドローンの活用につきましては、議員のおっしゃいますとおり、物流インフラとしてはもちろん、スマート農業、有害鳥獣対策、災害対応、施設点検など多様な分野での活躍が期待でき、現在も公共施設の調査、点検などへの利用による業務効率化、農家のスマート農業導入による負担軽減など、行政サービスの効率化や暮らしの利便性向上など、課題解決へ向けた可能性を感じております。技術革新、来年度の航空法の改正や国の動向なども注視しながら、本町に見合った活用方法を調査、研究していく必要があります。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 期待される分野がたくさんあるよというお話をいただきました。その話にもありましたように、ドローン活用は様々な分野がありますけども、獣害対策の観点から、赤外線カメラを搭載したドローンの運用などについて、要望が町のほうに上がっているというふうなことはありませんでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 獣害対策のドローンの運用につきまして、農林課からお答えいたします。ドローンには、様々な分野で活用されておりまして、有害対策につきましても運用が始まっていますけども、現在のところ、要望でありますとか、問合せ等についてはない状況でございます。ただ、ドローンによります獣害対策につきましては、2つの役割があるというふうに聞いております。まず、1つ目としましては、野生鳥獣の監視でございます。ドローンに搭載しましたカメラを用いて監視でありますとか、生態調査を行いまして、その行動を把握することで、様々な効果を対策を効果的に行うことができます。それから2つ目としまして、ドローンの飛行によりまして、追払いを行うことができます。飛行音でありますとか超音波、ライトなどで威嚇することによって、そういったことで可能であるということも聞いている状況でございます。今後の対策における運用について検討すべきだというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） ありがとうございました。可能性がある、今の農業分野だけでも、獣害対策だけでも、今お話いただいただけの可能性があるということです。ドローンの活用については、例えば旧川迫小学校校舎を今サテライトオフィスとして活用する事業が進められておりますけども、近くに飲食店や店舗がないことから、ドローンを利用した物品提供環境が誘致をする上でのセールスポイントになり得るということも想像できるのではないかとこのように思います。実際、神石高原町では、中山間地域特有の課題をデジタルを用いて解決し、中山間地域の革命をもたらすとするスーパーシティ構想の中に先進的サービスの概要として、ドローンによる社会資本インフラや森林管理を掲げて医療機関間の医薬品の配送や食料品の出前、森林管理と運搬による山守の支援等の取組を進めているということがホームページ上に上がっておりました。ドローンが中山間地域の弱点を長所や話題に変える可能性があると考えています。ドローンの

安全で適正な運用環境を整えていくということは、これからのこの地域において考えておくべきことというふうには私は思っていますけども、これらのことについて、ドローン活用について町ができる、またはしておくべき環境整備への認識を伺えればというふうに思います。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 現在、本町においては、ドローンに対して建物の点検等の実務での使用、また民間でのスマート農業への活用等にとどまり、空路整備や環境整備に対し、安全性、費用対効果などを踏まえ、慎重に検討しているところでございます。しかしながら、空飛ぶ産業革命と呼ばれるドローンの急速に発展する可能性に対し、国の法整備の動向や最新技術の発展を注視し、本町にとって有効な活用方法を模索するため、デジタルトランスフォーメーションに対する検討、整備を推進していく必要があると考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 先ほどお答えの中にありましたように、法整備、航空法の改正もこれから含まれてくるし、ドローン自体の、車でいう車検のような制度の導入も取り沙汰されているということを見ると、いざ活用できる環境になった時に間に合うような体制づくりをあらかじめしておかなくちゃいけないのかなというふうな思いが私自身しております。先ほども述べましたけども、私自身このドローンの活用の可能性について、これから機会あるごとに調べていこうと思っています。今回は導入、運用しているかということで、管財課の方からその概要についてお答えいただき、また、農林課のほうにもお答えをいただいておりますけども、説明の中で申し上げましたとおり、可能性の分野というのは本当にいろんなところに広がっています。農業分野だけではなくて商工観光の部分であるとか観光であるとか、医療の関係であるとか、あるいは学校関係もこれから出てくるかもしれません。そういったことを考えると、先ほどの質問には管財課と農林課のほうでお答えをいただいておりますが、担当窓口といいたまいますか、これらを一括でまとめて対応いただける部署、これがどこが適切になっていくのかということだけ確認をさせていただければと、今後のことも含めて、そのことをお知らせいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） ドローンの有効活用ということでありますけども、今、議員からお話がありましたように、いろんな分野での活用が期待されますし、効果も期待されるものであります。課題につきましても、法整備の関係も様々ありますけれども、これについては今後町としても取り組んでいく必要があるというところで、窓口的には明確な位置づけはまだしていませんけども、まずはDXであったり、政策分野のところでの対応で、幅広いところの検討をしていく必要がありますので、まずはそこら辺の部署、DX、あるいは政策立案でありますとか、そういうところでまずは考えていきたいと思っております。いずれにしましても環境整備、早急に進んでくると思っておりますので、それに対しましては、遅れを取らないような形で対応してまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 前向きなご回答いただいたと思います。一緒にこの地域がこれ以上寂しくならないようにというのが適切かどうか分かりませんが、暮らしやすい環境整備の一つのツールとしてドローンを活用できるようなことを一緒に考えていければなというふうに強く思います。以上で、私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで伊藤立真議員の質問を終わります。ここで暫時休憩をとります。11時までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 51分 休憩

午前 11時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。4番、中村議員の発言を許します。

○4番（中村忍） 4番、中村忍です。本日は、北広島町教育の現状と今後の展望について質問してまいります。北広島町教育の現状と今後の展望でございますが、さて近年、グローバル化や人工知能、AIなど技術革新が急速に進み、予測困難な時代を迎えております。10年前までは考えられなかった激しい変化が起こっており、今後も社会の変化はさらに進むものと想定されます。海外の専門家の中には、今後10年から20年程度で半数近くの仕事が自動化される可能性が高いと述べておられる方もいます。進化した人工知能、AIが様々な判断を行ったり、身近なものの動きがインターネット経由で最適化する時代が到来したりして、社会や生活を大きく変えていくことが予測されます。このような中、戦後8回目の学習指導要領の改訂が行われ、小学校は昨年度から、中学校は本年度から全面実施されております。この改訂を機に学校で学んだことが子どもたちの生きる力となって、その先の人生の幸せにつながってくれることを切に願うものでございます。そこで教育改革の節目を迎えている今、北広島町教育の現状と今後の展望についてお伺いをいたします。まず、1点目でございます。1点目は、北広島町教育の推進についてであります。町内の小中学校では、学校の情報公開、ふるさと夢プロジェクトやキャリア教育、そして体・徳・知に係る学校教育の取組、また先生の姿勢や子どもの学ぶ姿、学力の定着など、19項目にわたる北広島町教育充実のための保護者アンケートを年2回実施されています。そこでお伺いいたします。保護者アンケートの結果をどう受け止めていますか。また、分析した結果をどう活用していますか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 保護者アンケートは、学校の教育水準向上に向けた学校評価を行う上で実施しており、学校目標の達成度合いの把握や改善の指標として活用しています。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 多くの項目におきまして肯定的な評価が7割から8割あります。おおむね良好な結果だと思います。しかし子どもは、将来北広島町に住みたいと思っているという、この項目だけは、肯定的な評価が3割5分程度でございます。このことをどう受け止め、それをどう分析、改善していきたいとお考えでしょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 本町では、ふるさと夢プロジェクト事業に取り組んでおりまして、将来を担う子どもの育成ということを目標に掲げており、この設問がございます。現状として、

そういう数値だということを受け止めて、しっかり改善、向上にも取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 私個人の受け止めですが、ふるさと夢プロジェクトというのを大変丁寧な取組をされておる。とりわけ6年生の取組は、あの講演は子どもの心に響くとってもいいものだと思っております。しかし、この設問そのものをもう少し考えて、子どもの生き方とかそういうことにつなげる、そういうことをもっと力を入れられたらよいのではないかと思います。さて、アンケートを踏まえて、取組の工夫、改善を行ったり、保護者に協力を求めたりしていることと思いますが、それを保護者や地域にどのように公表し、周知しておられますか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 学校だよりや学級通信などを通じて公表しております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 学校のホームページ等、適切に掲載されておるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 学校のホームページに公表しているのは一部の学校でございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） それでは次に移ります。令和2年3月に示されました第2次北広島町義務教育振興基本計画では、豊かな人間性と文化を育み、一人一人が共に輝く義務教育の実現を基本理念とするとうたわれております。高い志を感じます。この言葉に込められた思い、その背景やそこに至った考えについてお伺いをいたします。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 計画の策定に当たりましては、本町の誇れる豊かな自然、伝統、文化、人と地域のつながりの深さを大切に、一人一人の児童生徒が体・徳・知で、生きる力を育み、たくましく主体的に成長してほしいという思いを込め策定しております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） その志が一層丁寧に具現化されることを期待しておるところでございます。さて、ICTの活用が欠かせなくなった今、学習指導要領の改訂を受けて、個別最適な学び、協働的な学びなどによって全ての子どもたちの可能性を引き出すことを目的とするなど、学習指導要領でうたわれている力、生きる力をつけさせるためには、大きな転換が必要だと思います。一朝一夕にはいかないことだと思いますが、どのようにこの改革を進めていく所存でございましょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 学習指導要領には、個別最適な学び、協働的な学びに向けた授業改善としてICTの活用がうたわれており、本町におきましては、1人1台端末など、学校ICT環境の整備、教職員指導力及び児童生徒の情報活用能力の育成、ICT教材の導入、活用に取り組んでおります。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 今おっしゃっていただいたことは、概ねギガスクール構想をしっかりと丁寧にやっていくということだと思います。予算はかかると思いますが、ICTの教材、デジタル教科書等、ご検討今後いただければと願っております。さて、学校教育の効果を常に検証し、改善

を図りながら取組を継続していくことが求められるところでございます。取組の状況や学力の定着について、どう評価されていますか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 先ほどお答えいたしました学校評価であったり、各学力調査などで評価を行っております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 生きる力についてでございますが、この生きる力というのは、いわゆる学力調査等のペーパーテストでは測れないものでございます。取組が実っているかどうか、どのような力がどこまで獲得されているのかについては、どのように評価をされておられますか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） これについては、おっしゃるとおり、学力調査では測れませんので、学校におけるコミュニティ・スクールでの評価であったり、教職員のしっかりとした向き合っでの評価ということで判断をしております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 学校の先生方の丁寧な見とり、これが重要になってくると思います。今後ともご指導のほどよろしくお願いたします。学習指導要領の改訂では、よりよい学校教育を通して、よりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現を重視されておられます。つまり、保護者や地域住民が学びの方向性を確認し、学びの輪に加わる重要性が強調されているのでございます。だからこそ、保護者や地域住民に対する一層丁寧な情報共有が求められると思いますが、どう進めておられますか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 学校だより、学級通信の発行でありますとか、学校ホームページでの公開、また学期末における学級会などを通じ、学校の取組などを分かりやすく情報開示することで、保護者、地域住民などのご理解と参画をいただき、学校、家庭、地域の連携協力による学校づくりに努めております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 町内の小学校、中学校のホームページ全て閲覧させていただきました。まだまだ教育に関する情報共有は極めて弱いんじゃないかなというふうに私は感じております。改訂されました学習指導要領の趣旨を踏まえた時、保護者のみならず地域に対しても情報発信を一層丁寧に行うことが学校にも教育委員会にも求められることではないかと思っております。また、アンケートの数値は、あくまでも平均値でございます。大切なのは一人一人の成果と課題に丁寧に向き合うことで、学校教育に対する信頼、これが一層高まっていくと思います。今後を期待しております。続いて2点目の質問に移ります。コミュニティ・スクールの推進についてであります。教育再生実行会議、中央教育審議会等の意見を受け、平成29年3月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、全ての公立学校で学校運営協議会の設置が努力義務となりました。このことによりコミュニティ・スクールの導入は急激に増加してきています。しかし、導入については都道府県によって大きな温度差があります。隣の山口県では、90%を超える学校に導入されていますが、本県では30%以下でございます。そのような中ではあるんですが、本町では、全小中学校に導入することを目指しておられます。大変すばら

しいことだと思えます。コミュニティ・スクールの取組は、学校や保護者、地域の皆さんが共に知恵を出し合い、地域とともにある学校づくりを進める法律に基づいた仕組みです。さらに、お手元の資料に示しておりますように、目標やビジョンを共有し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一つの取組としていくことで、教育活動や地域学校協働活動の充実や活性化が図られ、一体となって子どもたちの成長を支え、特色ある学校づくりを進めていくこともできます。そして、この取組は、地方創生の観点から考えても学校という場を核にして、地域への愛着を育みながら、地域のつながりを深めることも期待できる非常に有効な取組であると考えます。以下、本町の教育推進の基盤となるコミュニティ・スクールについて、本町の目指す姿について伺います。まず、コミュニティ・スクールの取組を導入しようとした経緯について伺います。なぜ必要だと考えられたのか。また、何のためにどう活用したいと考えて導入されたのでしょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 本町では、平成26年度から地域により開かれた学校づくりを進め、北広島町の児童生徒の成長を地域の方とともに地域の子どもとして支えていくことを目指し、この制度に取り組んでいます。学校と児童生徒が地域との絆を深め、地域づくりの担い手の育成につなげたいと考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 学校運営協議会の円滑な導入や学校運営協議会の効果的な運営の継続を図るために教育委員会はどのようなことを重視されましたか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 各学校ともそれぞれ地域の実情が違うことから、地域の実情に応じたメンバーのお願いや活動に協力しております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 私は、この委員さんというのは大きな役割を果たす、人の力ってすごく大きいと思います。委員としての自覚、やる気、そういうものをどのように醸成されたのでしょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） やる気を直接上げてくださいということではなくて、やはり地域と一緒にやっていきたいと思いますという、こちらの熱意、お願いでお願いをしております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 分かりました。コミュニティ・スクール設置に当たって、教育委員会としてはどんな役割を今果たしておられますか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） コミュニティ・スクール設置に当たっての設置、運営に当たって指導助言を行っております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 教育委員会のバックアップ、非常に大きな力となってくると思います。とりわけ、それぞれの学校の所属長にとっては、この支えが何よりの支えになっていきますので、今後ともどうぞ継続のほうお願いしたいと思います。では、コミュニティ・スクールの推進体制について伺います。学校運営協議会の構成人数、参加メンバーはどのようになっていますか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

- 学校教育課長（植田伸二） 構成人数は、各校10名から12名程度で、参加メンバーはPTA役員、地域協議会、振興会の役員、民生委員児童委員、地域活動団体の役員、老人クラブ役員の方などで構成されております。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） そのメンバーの中に地域学校協働活動推進員の配置はされておられますか。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 協議会の中には直接参加をしておりません。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） 地教協法の第47条の5に地域学校協働活動推進員の学校運営会議の委員への任命についても明記をされております。さらに、この推進員は、先ほどの資料にもございましたように、コミュニティ・スクールの取組を進めるキーパーソンでございます。学校や教育委員会からも密に連携されて、信頼関係を高めておくことが必要な人材であると考えますが、今後新たに任命をするとか、そういうお考えはございませんか。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 現在、本町の地域学校協働活動推進員は生涯学習課の職員ということになっておりまして、その人選については、また今後必要に応じて見直しを図ってまいりたいと考えております。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） コミュニティ・スクールがただの学校運営協議会を設置するだけ、これでは広がりはないと思います。先ほど、気持ちの上では、教育委員会のほうもお持ちだと思いますが、地域としっかりつながる、つなげる、そういうキーになる人がおられることで、この取組が一層地域づくりに役立ってくるものと思います。さて、コミュニティ・スクール推進員、CSマイスターという方がおられますが、その活用は本町ではされておられますか。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 協議会での熟議の場に講師として来ていただいた事例はございます。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） 積極的な活用して、とりわけ新たな設置校においては、どんどん活用されればよいと思います。学校運営協議会の開催回数は何回ぐらいを想定されておられますか。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 年間3回から4回です。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） 学校評価の意味合いとかも、そういうのもあろうと思います。それから本当に共有せないけんこと、そこでしっかり熟議せないけんこと等あろうと思います。私は4回から5回ぐらいは要るんじゃないかなと勝手に思っておりますが、しっかりコミュニケーションとれるような、共通理解がとれるような、そういう開催であってほしいと思います。さて、学校運営協議会の開催時間、主にどの時間帯で行われておられますか。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 仕事の終わられた午後7時からとか、そういった夜の時間でございます。昼の時間に開催されている協議会もございます。
- 議長（湊俊文） 中村議員。

- 4番（中村忍） この後の質問にも関連するんですが、私はこれは昼の時間にぜひやってほしいと思います。と申しますのが、子どもの姿を直接見ていただくよい機会だと思います。夜やっただんでは子どもの姿はありません。もう一つ、学校の職員の働き方改革にも逆行するものだと思いますので、その辺ご検討いただければと思います。最後、校長のリーダーシップが一層発揮されるための環境の整備、どのように行われておられますか。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 熟慮と議論を重ねることで、保護者や地域住民等、学校と顔が見える関係となられて、学校の応援団となっただけのように取り組んでおります。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） もう1点、学校の校長として、多分欲しいなと思っておられることは、隣の学校、隣の地区、どうやっとなるかなと。お互いの情報共有の場をしっかりと設けてあげる。そういう中で、教育委員会として、これがええぞ、こうしてみようやとか、そういうふうな指導も私は良いのではないかなと思います。続いてコミュニティ・スクールの現状について伺います。学校運営協議会では、学校と委員は、どんなことを共有するようにしていますか。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） それぞれの学校課題、目標、方針などを共有しております。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） しっかりビジョンを共有するというのが何よりと思います。学校運営協議会で熟議というのが進め方として示されておりますが、この熟議、どんなことが多く取り上げられておられますか。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 学校評価や地域協力活動について取り上げられております。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） 多くの方が一つの課題について多様な意見、多様な角度から述べることによって、学校の職員のほうも多様な見方ができるようになってくるものと思います。しっかりした意見交流、そういうものを大事にいただければと願っております。学校運営協議会と地域学校協働活動をどう繋ぐように努められておられますか。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 地域との協働は学校運営をする上で欠くことのできない活動であるとして、情報共有、連携・協力を努めております。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） これがこのたびのコミュニティ・スクールで一番大事なことだと私は思います。あるコミュニティ・スクールの状況をお伺いしますと、学校が地域にしていきたいこと、一覧表でばあっと出されます。それに対して、誰ができるか、そういうものを先ほど申しました中間に位置する地域学校協働活動推進員がそのことを整理して取組を進めているということも伺いました。そこをしっかりとやっていくというのが、今後のコミュニティ・スクールの成否にかかってくると思います。地域学校協働活動を円滑に進めるために配慮されていることについて伺います。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 学校からの積極的な情報提供、情報共有であります。

- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） コミュニティ・スクールによる成果、現れていると思いますが、どんな場面で出ておりますか。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 学校、教育委員会などへご提言をいただいた場合であるとか、学校行事への参加状況、協力活動の状況から見受けられると思っております。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） 一番良いな、これ一番の成果だと思われることはどれですか。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 各学校それぞれ状況違いますので、早くに始められた豊平学園では、あらゆる行事に地域の方、参加をしていただいております。また、壬生小学校では金管バンドの支援であったり、そういったことで、各校特色ある活動をされておるといふふうに思っております。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） それぞれの学校の特色に随分生かされたということを今おっしゃったように思います。私は、よその例をお伺いすると、地域行事に子どもの参加が多くなったよと。そういうこともお伺いしております。改善を図っていききたいこと、どんなことがございますか。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） まだまだ多くの方に関わっていただきたいというところでございます。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） それから次に移ります。学校運営協議会の活性化に向けて、教育委員会はどのような支援や関与をされておられますか。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 協議会の開催に直接参加をするなど実態把握に努めており、学校とともに課題の共有、解決を図り、会の活性化に取り組んでおります。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） 大変バックアップがすごいなと思っております。学校運営協議会は、協議の結果に関する情報を地域住民等に提供するということが、これも地教協法のほうに示されております。どのように提供されておるのか、情報発信は適切なんか、その点についてお伺いをいたします。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 学校やホームページでの公開に努めております。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） 学校によっていろいろ差があるんじゃないかなと思うんですが、地域だよりをやったり保護者とか地域へ回覧するとか、そういう取組されておるところが多いんじゃないかと思えます。そういうことを今後も一層大事にしていきたいと思えます。最後にコミュニティ・スクールの円滑な運営を通して学校と地域がパートナーとなっていくことで、目指す未来をどう描いておられるのか、教育長の所見を伺います。
- 議長（湊俊文） 教育長。

- 教育長（池田庄策） 学校と保護者や地域の皆様が共に知恵を出し合いながら、学校経営に意見を反映をすることで、一緒に協働しながら、子どもたちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりということを目指していきたいと考えております。以上です。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） 学校と地域で一体的に効果的に機能を発揮する上で重要なことはビジョンの共有、これはもう申すまでもないことだと思います。また、それをつくり上げていくプロセスも大事だと思っております。大人も子どもも学び続ける社会を共にして、自分たちの力で学校や地域をつくり上げていく、子どものために学校をよくしたい、元気な地域をつくりたい、そんな志が集まる学校、地域がつくられて、そこから子どもたちが自己実現や地域貢献など、志を果たしていける未来こそ、これからの未来の姿であって欲しいと考えます。コミュニティ・スクールの取組は、本当にわくわくしてくる取組であります。今後レベルアップによって社会に開かれた教育課程の一層の実現を期待しております。それでは3点目の質問に移ります。教職員の働き方改革であります。社会の変化に伴い、学校が抱える課題が複雑化、多様化する中、教職員の長時間勤務という看過できない実態が明らかになっております。現在、学校教育が上げてきた大きな蓄積と、高い効果を持続可能なものとして学校教育を円滑に実施していくために学校における働き方改革が進められている最中であると思っております。以下、町の取組について伺います。働き方改革の目的、どう捉えておられますか。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 教職員の健康と福祉を確保することで、学校教育の維持向上を図ることでございます。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） 町内の学校の教員の働き方改革と勤務時間にかかる方針、どう定めておられますか。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 町の方針としまして、取組の進捗を図る指標としまして、子どもと向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合を80%に、時間外在校時間について、月80時間以上の者をゼロに、年次有給休暇を年間10日以上取得する職員を100%になるよう取り組んでおります。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） 勤務時間の上限の目安といたしまして、1か月45時間を超えないようにと定めておられますが、その達成状況はどうでしょうか。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 令和2年度の実績で小学校84.1%、中学校54.1%、町全体で74.1%です。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） まだまだというところであろうとは思いますが、それでは働き方改革の取組の現状と課題について伺ってまいります。まず、学校の取組について伺います。各学校においては、働き方改革の推進に向けてどのような取組を行っておられるのでしょうか。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 各学校におきましては、部活動の見直し、留守番電話の設置、校務

支援システムの導入、定時退庁の実施、町立学校一斉閉庁の設定など行っております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 各学校の取組から見えてきた成果や課題はどうでしょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 取組の成果としまして、勤務時間縮減の成果は現れているものと考えております。しかしながら、80時間を超える職員も見られ、引き続き組織的な対応、分掌の適正化などが必要であると考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 教育委員会の取組としてということでお伺いしたかったんですが、先ほど学校教育課長のほうからは、学校の取組として5点、部活の運営の見直し等々、るる挙げていただきました。その5つの取組で気になるのが留守番電話の設置、これはちゃんとできているでしょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 設定しております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） それでは、学校の先生たちの業務の持ち帰りについて伺います。それぞれの先生のご家庭の都合などもあり、業務の持ち帰りをされている先生方はまだまだおられるのではないのでしょうか。業務の持ち帰りをを行うということは、働き方改革の趣旨に反することと捉えます。自宅に仕事を持ち帰る、言葉は悪いですが、いわゆる隠れ残業は数多くあると思います。こうした実態についての見解を伺います。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 自宅への業務の持ち帰りはするべきではなく、勤務時間に行うべきものであると考えております。こうしたことのないようしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 私も経験上でございますが、家庭での子育てとか、そういうことがある職員、やむを得ずというのも分からんでもないんですが、極力ないようになればと願っておるところであります。さて、働き方改革に取り組んだ結果、現場の教職員は、今、現状をどう受け止めていると捉えておられますか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 取組の意義を理解し、目標の達成に取り組んでおられるものと考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 働き方改革の今後について伺います。今年1月、文科省が示した4項目の論点のうち、学校経営のために教育委員会が果たすべき役割として、学校現場の様々な課題に迅速に対応しつつ、教職員が目の前の教育課題に集中できる環境を整備するために、例えば学校管理業務の一部を教育委員会が分担することも考えられるのではないかという認識が示されております。そのことに対する見解をお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 教育長。

○教育長（池田庄策） 学校負担の軽減に向けまして、でき得る部分については、実施の検討をし

てまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 新しい義務教育の在り方が模索されておりますが、令和4年度から教科担任制が導入されます。この教科担任制の導入の狙いとして、教員の指導力、児童の学力向上、教員の働き方改革、多面的な指導や児童理解、中1ギャップの対策といった4つの観点が示されております。とりわけ働き方改革の側面において、教科担任制の下、空き時間の創出や担当教科を減らすことで日々の負担が軽減されることが期待されております。教科担任制の推進に係る広島県の研究校からは、担当教科が減ることで授業の準備時間は以前よりもゆとりをもって確保できるようになった。より効果的に働くよう意識を変えていきたいなど、教科担任制の効果の大きさについて、肯定的に語られております。現在、本町では、スクールサポートスタッフ、短時間勤務職員を多数確保されておられます。これらの方々の配置を工夫することで、教科担任制の実施も可能であると思っております。これからも働き方改革は一層進められていくと思っておりますが、その進捗や成果について、現状をどう評価、検証し、今後の対応を計画されておられますか。

○議長（湊俊文） 教育長。

○教育長（池田庄策） まず、スクールサポートスタッフでございますが、配置につきましては、県教育委員会に要望はしておりますが、全校配置には至っておりません。再任用短時間勤務職員は、定年退職予定者に積極的に希望者を募っておりますけれども、活用については、配置学校において専科指導や個別対応に当たっております。このような中、学校は限られた人員で業務に取り組んでいるのが実情でございます。各校共通の悩みでもあります。校長研修会などで常に情報共有に努め、業務改善等の効果的な事例は積極的に導入し、町教育委員会といたしましても一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） とりわけ教科担任制については、山間部ではゆっくりとした対応でもいいということ述べてされております。今後、人員確保は大変だと思っておりますが、そこら辺取り組んでいただき、進めていただければと願っております。私は学校の様子を、家が近い関係もあってよく見させていただくんですが、休憩時間、先生方が校庭で子どもたちと一緒に活動されている姿をよく目にします。一生懸命子どもたちと向き合おうとされている姿がとても印象的です。しかし学校現場は飽和状態にあると思っております。仕事を減らさん限り、問題の根本的な解決は図れないと思っております。さらにサポートに当たる人材確保も重要でございます。働き方改革は全ての子どもたちのためになる改革であるという原点になる認識を忘れずにこの取組の一層の推進を期待しております。さて、最後の質問に移ります。本年度の成人式は、Webで行われ、きたひろネットで当日の様子が放映されました。とりわけ感謝の言葉や決意が述べられた、二十歳のメッセージは感動的でした。中でも、神楽を通してまちの雰囲気や地域が一体となっている地域の良さを体中で感じて育った若者が人口減少によってふるさとが衰退していくことに危機感を持っておられたことは印象的でした。大学に進学して、地元を離れ、ふるさとを振り返ったとき、自分の育ったふるさととは、新しいものを受け入れることがとても苦手な地域なんだなということに気づいたことや、こうした風潮を変えていくよう、皆さんと地元を再構築していきたいという志も語られました。そして結びに、町長へのお願いとして、次のように語られました。雇用が生まれ、その子の子どもが育

つような場所がなければ、地元に住むという選択肢はなくなる。保育園や小学校といった教育施設は、地域にとっても宝のような存在である。年々入学人数が減り、存続が厳しい状況ではあるが、何とぞよろしくお願ひしますと。北広島町においては、約半世紀前の昭和38年には小学校が35校ありましたが、現在はわずか8校となっております。これは著しい人口減少に伴い、複式学級解消を名目にした学校適正化を進めてきた結果でございます。学校の統廃合は地方創生に逆行するという議論もございます。小規模だから成長に悪影響があるというデータはありません。学校はふるさとの良さを大いに学ぶ学習を進める大切な拠点であると思っております。二十歳の若者のメッセージを受け、町長の所見をお伺ひします。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 成人式での二十歳のメッセージは、私も直接会場でお聞きし、新成人の方の将来に大いに期待をしているところであります。本町では、複式学級の解消や安全な施設環境の確保など、児童のより良い成長を目的に、小学校の適正配置を行ってきた経緯があります。学校は、地域のコミュニティーの核としての性格もあり、防災や保育、地域文化の継承、交流の場であることなど、様々な機能を持っています。また、学校教育は、地域の未来の担い手である子どもたちを育む営みでもあります。本町では、ふるさと夢プロジェクトや各学校におけるふるさと学習など、将来の北広島町を担う子どもたちの育成に取り組んでいるところであります。今後の学校の適正配置を考える上でも、このことをしっかり踏まえ、地理的条件や地域事情も十分に配慮した上で検討していくべきだと考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 本日質問いたしましたコミュニティー・スクールを核とした学校づくりは、本町の目指す協働のまちづくりを支える大きな一つでございます。また、教育への投資は、本町の未来を確かなものにするための先行投資であるということ肝に銘じていただいて、これからの町政運営に当たっていただきたいと思ひます。以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（湊俊文） 暫時休憩をとります。午後1時までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 45分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。午前中に引き続き一般質問を行います。6番、山形議員の発言を許します。

○6番（山形しのぶ） 6番、山形しのぶでございます。さきに通告いたしました北広島町まちづくりセンターのあり方について伺ってまいります。令和3年4月に完成をいたしました北広島町まちづくりセンターは、完成から1年を迎えました。このセンター内には、大画面のスクリーンのあるきたひろホールや、分かりやすく色表示をしている研修室やアトリエ、そしてクッキングスタジオと各部屋も充実をしています。また、図書スペースにおいても大変広く、リラ

ックスした状態で読書の楽しさを感じる空間もあり、以前は、職員の本紹介という、職員の方がお薦めをしている本の紹介などもあり、楽しく拝見をさせてもらいました。この職員の皆さんの本の紹介は、職員の方の人となりがすごく分かるような内容で、お薦めしている本を見ながら、本当にいろいろバラエティに富んだ本が紹介してありまして、何点か読ませてもらいましたが、こういう本を紹介されるんだとか、あっ、こんなことがあったんだということも知ることができて、身近に本の楽しさを感じることもできたと思っています。また、センター内の壁を使って地域の紹介もありまして、北広島町全体を感じるができる空間であると思っています。また、芝生広場には広島東洋カーブの本球場からやってきましたカバのオブジェが寝ている状態で置いてありまして、その近くで子どもたちが遊んでいる姿を目にすると、ほっとします。北広島町観光協会のSNSでもこのカバのオブジェ、カーバ君というふうに名づけられておりましたが、そちらが載っている投稿には、いいねが約250件ほど載っておりまして、平均100ちょっとのところがこのカバのオブジェが載っている投稿が大変多くあるところから、非常にいいなというふうに思っています。また、SNSを通じて、このカバと一緒にお子さんやペットと一緒に写っているなど、フォトスポットのようにもなっていて、とても楽しい状態が感じられます。住民の憩いの場としてつくられた場でありまして、コロナ禍でなければ、もっと活用方法により楽しめる場所であるというふうに思っています。しかし、ここまで充実した施設でありながら、利用状況や町民の活用方法、またさらには、町民が活用したい場所になっているのかどうかというふうに疑問を感じることもあります。活用しようと思うほど身近な場所になっていないのではないかとこのことを思いまして、このたび質問することにしました。コロナ禍であるため活用が非常に厳しいことはあると思いますが、町民の意図に沿った活動場所になっているのだろうか。また、これだけ充実した施設なので利用したい場所になってほしい、目的である集いの場が笑顔の場につながることを願ひまして、以下について質問いたします。まず、1点目です。北広島町まちづくりセンターの平均来場人数について伺いたいと思います。コロナ禍ということもありましたので、緊急事態措置、また経過措置期間、まん延防止重点措置の期間であった5月16日から10月30日を除く4月、11月、12月の3か月の平日1日当たり、また土曜日、日曜日ごとの平均来場人数について伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 利用制限が行われていなかった期間における平均来場者数については、平日が82名、土曜日が77名、日曜日が46名となっております。なお、この数字につきましては、図書利用と共有自習スペースでの数字は入っておりません。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 図書利用と共有スペースの使用については入っていないということでありましたら、この平日、また土曜、日曜日の利用者数は、このセンター内での活動されている、例えばスクールとか習い事とか、そういったものを活用している方々の人数という認識でよろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） そのとおりでございます。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） この質問をしましたのは、図書利用とか共有スペースを使う人の人数というのも非常に知りたかったところなんです。なぜかといいますと、このセンターを身近に感じ

てもらいたいと思ったんですよね。その場所で必ず活動があるというふうになると、人は行かざるを得ない。また行くべきだから行くんですが、図書スペースを利用する方や共有スペースを利用される方は、ふとしたときに来られる方というのが多いと思うんです。そういった方の人数を調べるという考えはありませんでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 図書を借りられた方の数字については把握は可能であろうというふうに思いますけども、一般に自主、自由なスペースを利用される方の人数把握については考えておりません。といいますか、ちょっと把握は難しいということでございます。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 把握が難しいというのがありましたが、私は、ほぼ図書利用で行かせてもらっていますし、あのスペースをつくったのは、子どもたちとかもクッションが、ちょっと固めのオブジェのようなクッションのようなものがあったり、絵本スペースは、ちょっとじゅうたんに上られるようなものがあったりというふうに集える場でもあると思うんです。なので、そういった所にたくさん人が集まるというのを認識をしていないと、このスペースは、みんなの集える場というふうに言い切ることって難しいと思うんです。だから人数把握というのは非常に難しいと思うんですが、図書スペースの利用が、例えば人数を時には把握をしておいて、これだけの人数、スペース利用してもらいたいけど、人数が少ないね、どうすればいいんだろうというふうに改善点につながると思うんです。改善の方法の一つとして、図書利用、また共有スペース、利用される方の人数というのを把握されるというのも一つの手だと思うんです。今、図書スペースや共有スペースというのを人数が把握が難しいというのがありましたが、この図書利用は本を貸し借りされる方、そして共有スペースを利用される方というのはどういう方々が多いでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 共有スペースにつきましては、自主的に勉強される方とか学生の方が夕方から、やはりそういったスペースを利用すると、そういった方が主でございます。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） どうですか、課長が感じる中で、共有スペースをこういった人数の方に使ってもらいたいとか、こういった方に、たくさんの方々が集ってもらいたいというのをつくったときには考えられたと思うんですが、その課長が思ってたような人々が利用されているというふうに感じてらっしゃいますでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 例えば親子連れの方が広場等に遊びにこられて、子どもたちが広場で遊んでいると。それを共有スペースの椅子等で親御さんが見てるといふような光景も見かけますし、または図書を借りられて、そのままそこで読書して帰られるといった方もおられます。また、恒常的に学習のためにお越しになるという方もおられますので、想定したとおり、利用はされているというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 今課長が答弁ありましたように、たくさんの方が集っているのを拝見することも私もあります。そういった場になってすごくいいなとは思いますが、ある方が、ちょうど小学生のお子さんがいらっしゃる方が、あの芝生に入っているのかどうか知らなかったと

いう方もいらっしゃるんですよ。遊べる場なんですよというふうに話をしたんですが、あそこはきれいな場所だから、活動のときに何か届出を提出してからじゃないと使えないのかと思ったという意見もありまして、なのでもっと自由に、この場所というのが使えるんですよというのを周知していくのも必要じゃないかなというふうに思いました。2点目の質問に進みます。先ほど、定期的に使っていらっしゃる方々、サークルの方々というふうに伺いましたが、この定期的にご利用しているサークル団体の数は、36団体というふうに私認識をしておりますが、間違いはありませんでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 議員が認識されておられるとおりでございます。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 36団体の方があちらを利用されています。こちらは、千代田中央公民館時代に定期的にご利用されていたサークルの団体数があったと思います。現在、まちづくりセンターで公民館のときにされていたスクールの方がまちづくりセンターを利用されているというふうに認識をしておりますが、数に変わりはありませんでしょうか。また増えた場合や減った場合、どのような理由がありましたか、分かっている範囲で答弁ください。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 令和2年度まで千代田地域づくりセンターにサークルとして登録し、利用されておられたサークル数は39団体でございました。現在のサークル登録数と比較すると3団体減少しております。理由といたしましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響によって集団で利用が難しくなったことや、講師の都合で継続が難しくなったものと認識しております。なお、現時点においてサークル登録をせず、定期的な利用を始められた団体も数団体含まれております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 減ったと言いつつも、そこはコロナ禍の状況次第、また、講師の方のご都合ということでできないというふうになったということは認識をいたしました。また、サークル登録をせずに利用されている団体が数団体あるというふうに答弁がありましたとおり、ちょっと活動してみたいなという、サークルというのを立ち上げなくても活動で使ってみたいなという場所になっているというふうにつながっていると思いますので、そういった方々がもっと増えてくると、この活動というの、まちづくりセンターでの活動を積極的にされる方も増えていくのではないかとこのように思っています。4つ目の質問にありますように、この北広島町まちづくりセンターオープンまでには何度か、まちづくりセンターでこんな活動がしてみたいなどを考えますワークショップが行われたと思います。また、同僚議員の過去の一般質問でも、このワークショップで出た意見、そういったものを取り入れる考え方、また、取り入れない場合の理由について答弁がありました。このワークショップをしていく中、そして、同僚議員の過去の一般質問での意見で取り入れたいもの、取り入れられない理由などについて話を課長から、ある時には、オープンをしてから、もう絶対にこの形でいくというわけではありません。また、皆さんの意見を聞きながら、必要なものを取り入れながら、また、皆さんでつくり上げていくという形をしたいという答弁があったというふうに私理解しておりますが、このワークショップで出た意見、新たにまちづくりセンターに取り入れたもの、こういったものがありますでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） ワークショップを開催し、いただきましたご意見といたしましては、誰でも気軽に立ち寄れる場所、試食、あるいはマルシェといった販売のできるようにして、人が集まる場所といったような様々な意見をいただいております。その際の意見を反映させていただき、オープニングイベントの内容に組み入れたり、絵本フェスタなどの新たな取組を始めております。そのほか新たな取組も計画しておりましたが、新型コロナウイルスの影響によって実施するに至っておりません。以上でございます。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 今は活動の内容ですね、気軽に立ち寄れる、集まれる場所など、また、絵本フェスタなどのイベントの開催を考えていたというのがありましたが、物として、例えば以前もあったと思いますが、ステージの設置が欲しいとか、あと、神楽の演目をするときに、舞うときに物を運ぶスペースがもう少し広いほうがあったほうがいいんじゃないとか、様々な物を入れてもらいたいという意見があったと思いますが、そういったことについては取り入れられてらっしゃいますでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 4月にオープンした後に、5月にサークルに対してアンケートを実施しました。また、7月からは一般利用者の意見を聞くための意見箱を設置しております。その結果を受けて、改善等行ったものについて申し上げます。まずハード面でございますけれども、各部屋への誘導表示の増設やコロナ対策としての空気清浄機を購入し、設置など行っております。次に、ソフト面、運用面についての意見等を反映したものとしましては、図書業務終了後も学生や一般利用者等がロビー等の共有スペースにおいて、学習活動や待ち合わせに利用できるように運用の変更等を行っております。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） ソフト面について一つ伺いたいんですが、子どもたち、学生たちが待ち合わせで使うことができるというのがありましたので、図書スペースが。電気とかはもう、今はちょっとコロナ禍で時間制限もありますが、10時、開いている時間までずっと図書スペースも明るい状態であるというふうに認識してよろしいですか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 図書スペースについては確認をさせていただきます。共有スペースについては電気はつけております。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 今課長から答弁がありました5つ目の質問に私上げさせてもらっています。まちづくりセンターが稼働していき、必要なものを取り入れていくことを考え、つくり上げていくというのがありましたが、要望であったもの、実現につながったものというのは今答弁がありました内容でよろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） はい、先ほど申し上げましたとおりでございます。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 以前も確認させてもらったんですが、ステージがあればというふうに声が上がって、そのことを伺いましたら、ちょっとステージがある形だと開発センターのほう

を使っていたきたいという答弁が以前あったかと思いますが、その考えに間違いはございませんでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 以前お答えしたとおりでございます。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） アンケートを実施されたり、意見箱を設置して、町民の意見というのを聞きながら進めていただいていたと思います。

6つ目の質問にも上げてありますように、町民からの声を聞ける努力というのはされていらっしゃると思いますが、職員側から見て、職員の方のイメージとしては、先ほどもおっしゃったように、皆さんが集える場であってほしい、そういう思いがあると思います。思いがあればアイデアというのはたくさん出てくると思うので、職員側から見て北広島町まちづくりセンターに必要だと思うもの、設備などこういったものがあつたら、もっと皆さんが使いやすいもの、集える場所になるのではないかというふうに、どのような考えがありますでしょうか。伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 直接集える場所というところにつながるかどうかというのはありますけれども、職員の中の意見としては、センターの備品等を収納するスペースの確保に現在苦慮している。したがって、それらを収納するための倉庫が必要であるというふうな意見がございます。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） また今度、予特がありますが、そういったスペースが欲しい、収納スペースが欲しい、倉庫が欲しいという意見というのは、もう皆さんにも周知していく、今後行政側もそちらについて動いていくという認識でよろしいですか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） それらの整備につきましては、今後そういった有利な補助、事業等あれば、そういった事業を取り組みたいというふうに思っておりますので、調査研究をさせていただこうというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 調査研究していただくと、やはり必要だというものを用意していただくと、より町民の皆さんも使いやすい場所になるのではないかとこのように思っています。こういったものがあつたらいいなとか、こういった活動ができればいいなという考え方は、本当に町民の皆さんお持ちでいらっしゃると思います。でも、常時いらっしゃる行政職員が、また活動を見ている行政職員の方が必要だと思うものは、やはりあるべきものだと思いますので、そういったものの実現に向けて今後動いていただきたいなというふうに切に願っています。ですので、次の質問にありますように、今後必要なものを取り入れていく予定、こういったものを、備品を入れる、倉庫欲しいなという意見がありましたが、そういったもの何かありますでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 先ほど申し上げましたとおり、ご意見聞きながら、可能な補助事業、それから、そういった導入に向けた調査研究を、運用委員会等も設けておりますので、

そういったところでまたお話をさせていただきながら検討させていただきたいというふうに思います。それから先ほど質問のございました図書スペースの電気につきましては、18時30分に消灯させていただいているということでございます。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 意見を聞きながらというのがありましたが、先ほど答弁にもありました意見箱には、どんどん町民の方がこういったものが欲しいという意見は入れていてもらいたいというふうに行政も考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） そういったご意見をしっかりといただいて、運用委員会なり活性化委員会、そういったもので必要性について検討しながら、今後整備について調査研究を進めていきたいというふうに思います。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） このまちづくりセンターができるまでに本当にたくさんの予算をかけて、必要なかどうかとか、問題点などいろいろな話があったと思いますが、やはりつくったからには、町民の皆さんがこんなふうに楽しんでもらいたい、集える場であってほしいという行政側の願いもあったと思います。その願いがあるからこそ、皆さんも使っていく中で、どんどん笑顔につながる活動ができる場所であってほしいと思いますので、今後もたくさんの意見を言った中で、町民だからこそできること、行政だからできることというのに取り組んでいけたらと思っています。芝生広場、その中の一つにも以前もあったと思いますが、芝生広場に遊具を設置する予定などはありますでしょうか。もう何度も聞いているんですが、いま一度伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 設置の予定はございません。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） その一言でいただくと思っていました。遊具を設置する予定はないというのがありましたが、先ほどSNSの効果、カバのカーバ君の投稿がすごく、いいねが多かったという話がありましたが、最近、グーグルにて検索をする、ググるということを使わずに、インスタグラムの#たぐるというのを若い世代は使うというふうに言われています。私は若くはないんですが、どこかに行った時には、必ず、おいしいものが食べたい時には、必ずたぐるように調べています。そういった形で、どんどん調べる人というのが増えてくるんです。インスタグラムの子どもの遊び場という、#子どもの遊び場というのを検索をただけで、1点3万件ありました。そのぐらい子どもの遊び場というのを調べて行く人というのがすごく多いんです。広島県もいろんな取組をSNSを使ってしておりますので、子どもの遊び場絡みの投稿の所は本当に多くて、閲覧数も非常に多いんじゃないかと思います。なので、その遊び場というふうになった時に、このまちづくりセンターがぐっとピックアップされることによってたくさんの方が来てくださる場所になると思うんです。SNSでちょっと投稿しただけで、問合せが実際にありました。そして、こんな所があるんですよとなった時には、えっそれはどこですかというふうに全く知らない人から私の投稿にも連絡があるぐらい、気になる方というのは非常に多いと思うんです。なので、ちょっと芝生広場に遊具を置いたり、子どもたちが遊ぶ場も、広い広場があるだけでも十分遊べるんですが、それ以外でも、ちょっと何か遊べる遊具があれば、幅広い年代に楽しんでいただけるんじゃないかなと思うんですが、やっぱり予定はあり

ませんか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 芝生広場につきましては起伏を設けたり、それから、先ほどおっしゃいましたカバのオブジェ、そういったものを設置するなどしております。先般、雪が少し降ったときには、そういった起伏を利用して子どもたちが雪遊びをしたり、そういった活用もしてまして、現在ドッグランを設置するなどして、家族で来ていただけるような取組もさせていただいております。夕方には子どもたち、中学生などもおりますけども、サッカー等もしてたり、キャッチボールしてたり、親子で来られてたこ上げをされてたり、そういった活動も見受けられますので、しっかりそういった芝生としての広場を自由な形でしっかりと活用していただければというふうに考えておりますので、いわゆる遊具については現在のところ設置の予定はございません。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 芝生での活用法、答弁がたくさんございました。また、ドッグランも定期的じゃなく期間的でしたよね。開催、常時じゃなく期間的にされてらっしゃったのは私も伺っております。そういった形で、芝生広場を有効的に活動場所として使うことができるようにされてらっしゃいますが、やはりあったらいいなという意見が多いと思いますので、また、多分そういった意見は、意見箱のところにも出てくると思います。いま一度、少し頭の片隅でもいいので、考えの中に入れておいていただけると今後のいろんな遊具を入れてもらいたいという子育て世代の声が行政に少しでも届くんじゃないかなというふうに思っています。次の質問です。北広島町まちづくりセンターや日本の公民館では、営利目的での利用というのは禁止されているというのがつづられています。北広島町まちづくりセンターでの活動で、禁止となる営利目的での利用というものがどういったものがありますでしょうか。ありましたら、答弁ください。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 個人や企業による専ら営業を目的とした事業、販売行為であるというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 今、専らというのを強調されましたが、その専らはどのぐらいを考えたにありますか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 具体的な事例を申し上げることは、具体的な事業といえますか、販売種類等々を申し上げることは控えさせていただきますけども、町の施策であるとか地域の活性化、そういったもので必要が認められないもの、逆に言うと、必要が認められるようなものであれば、営利目的の事業、販売行為については認めるというものでございます。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 必要と認められればということがありましたので、ちょっと次の次の質問にもそのことがつながってますので、またそのときに伺いたいと思います。今、専ら営業目的でない場合、例えばお祭りとかはオーケーという認識でよろしいですか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） いわゆる地域の活性化を目的としたもの、町内、地域の団体

等が実施するものであるとか、町が主催するイベントなどで行政のほうで認めたもの、許可したものについては、団体での販売行為等、個人、団体での販売行為等については認めることとしております。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 今の答弁を理解しますと、幅広い範囲で認めてもらえる可能性があるというふうに理解をさせてもらえたらと思います。なので、こういったものに挑戦してみたいなという時には、町のほうにも相談をさせてもらいながら、もし開催できるのであれば、やれたらなと思っておりますので、またそのときには相談に伺わせていただきます。続いての質問です。文科省が定めます公民館活動での公民館とは、地域住民にとっての身近な学習や交流拠点である。そして、今後は社会要請に的確に対応した取組や幅広い世代の人間力向上などを中心としたコミュニティーサービスを提供する拠点になることが期待されるというふうにあります。このまちづくりセンターも、先ほど定期的に利用しているサークルなどの団体や、少し違う団体の方、まだサークルという活動ではないけども、利用されている団体も増えてきているというのが答弁でありました。夏休みなどの長期休暇によりましたら、英語が得意なお母さんが英語の宿題をやる人を集めて、部屋を借りて英語の勉強を一緒にしたりとか、あと中学生が体育祭でのダンスの練習をしたいけども、ちょっと学校の授業の時間じゃ足りないから、みんなこの日集まってやろうよというふうにダンスの練習をしていたりとか、そういった活動をされているということも伺いました。そういった形で様々な活動というのができていると思いますが、今までにできなくて、新たに北広島町まちづくりセンターができたことによって取り組んでいる活動などがありましたら伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） オープン以来、新型コロナウイルスの影響によりまして利用の制限などによって活動の制限がされている状況ではございますが、新たな取組といたしまして、高齢者を中心としたスマホ教室、スマホ相談会などを開催をしております。DXを進める上において最も身近なデバイスであるスマートフォンを多くの方、特に高齢者の方に活用していただき、コミュニティー活動や情報の収集、キャッシュレスなど各種インターネットによるサービスを利用していただくことを目的として開催をしているものでございます。そのほか地域課題に対応した絵本フェスタやまちづくり活動を中心としたNPO法人や周辺事業者と連携したにぎわいを創出するイベントに取り組みましたが、新型コロナウイルスの影響により一部は実施いたしませんでした。計画の全てを実施することはできませんでしたが、今後そういった取組を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） まちづくりセンターを使って、新たな取組として高齢者の皆さんのスマホ教室とかも開催をされているというふうに答弁がありました。ちょうどスマホ教室の時間に私も伺いまして拝見をさせていただきましたら、スマホ教室の担当企業だけでなく、行政職員も何人も出ていて、一緒に手伝いながらやっているという様子がありました。ただの活動場所ではなく、みんなと一緒にやっているとというのが拝見できて、やっぱりこういう場所というのは必要だなというふうにも実感をしたところです。となりましたら、続いての質問にもありますように、場所や施設ともに充実した拠点である北広島町まちづくりセンターです。今後の取組として、他にはない特化した取組というのができないだろうかというのを少し思いまし

た。新規事業者の応援となる活動場所としての提供や子育て中である社会復帰を目指す子育て世代の活動支援などどうだろうかというのを考えました。今、私ここを質問出した時に、他にはない特化した取組で書きましたが、調べていきましたら、三次市が特化した内容をしておりました。少し確認をしましたら、三次市の三次まちづくりセンターの1階は、こちらアシスタラボといいまして、三次市の女性活躍推進プラットフォームがオープンをしております。この1階は、このスペースでは、子育て世代のお母さん方が仕事復帰するために必要なお手伝いということで、子どもたちが同じスペースで遊んだりするおもちゃ、絵本とかで遊びながら、お母さん方はパソコンを使って、そこで調べ物をする事ができるとか、新たに起業を始めたお母さん方の説明会というのを行っていったりとか、あと、ちょっといろんな取組があるので調べてみましたら、ユучューバーになろうという取組もありまして、ユучューバーになるための方法のスクール、また、このたびは新規事業者、初めて新規事業者として、自分が個人事業主になった後の確定申告、初めての確定申告をお手伝いをする場所というふうに、一つの部屋を女性活躍プラットフォームアシスタラボとして、その中でたくさんの活動されてらっしゃいました。そういったふうに、ちょっと女性応援、新規事業者の応援というのがしてもらえたらなというふうに思えたんです。このまちづくりセンターで女性の方、この北広島町に生み育ちながら、自分がやってみたいという仕事がこの北広島町にないから、北広島町から離れて起業する方というのはたくさんいらっしゃると思います。でも北広島町でもできるんですよというのをしっかりと伝えていくために、次世代にも伝えていくために、新たな始業を応援することというのも必要だと思うんです。それがまちづくりセンターの中の1室が、もうそういった場所ですよというふうにあると大分違うんじゃないかなというふうに思うんですが、もしこのような社会復帰を目指す子育て世代の活動支援やそういったことの考えがあるかどうか、また、もし考えがあるのであれば、こういった方法というのが今考えの中に構想してますよというのがあれば伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 議員、提案されている事業等は大切な事業であるというふうに考えます。ご提案の事業につきましては、行政組織において横断的に取り組む必要のある要素が多いというふうに思いますので、今後事業ニーズや既存事業の有無、また連携の可能性について調査研究をさせていただきたいと思っております。現在でも新規で相談があった場合については、例えば創業したいというふうなお話がありましたら、役場内での他の事業、例えば商工観光課が持っております創業支援、事業であるとか、ほかの、例えば商工会が持っている事業、それから国、関係機関が持っている事業についてつないでいくと。そういったプラットフォーム的な役割は果たしている状況でございます。その他、今後につきましては人づくりという部分で、様々な事業を研究させていただいて、そういった研修会等も開催できるようなことを検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 商工観光課や商工会などがいろいろ紹介はされてらっしゃいます。また、よろず屋相談会とかで、そういった悩みとかにもすぐ受けてもらえているというのはありがたい声も伺っています。ただ、それをまちづくりセンターでやるから意味があると思うんです。場所が全く子育てを終えて、社会から2年、3年離れた人が新しいことをやってみたいと思った時に、じゃあということで行ける場所かということ、そういった場所に商工会、観光協会に行

く時にはちょっとハードルが高いと思うんです。子どもたちと一緒に通った、絵本を借りたりしていたまちづくりセンター内でそういった場所があるよというふうになると、一步踏み出せると思うんですよ。以前ネウボラの活動で、そういった場所があればいいというふうに提案をしましたが、その場所がまちづくりセンターであると本当に大きく変わってくると思うんです。大体調査研究をしていくと、余り人数がいなかったとか、関心がなかったという形で2年、3年で終わってしまうことって多いと思うんですが、最初からすぐに人数が集まることってまずないと思うんです。だんだんに広まっていくということがありますので、そこは根強くしっかりと、いろんな方の意見を、一人の意見を吸い上げることでたくさんの意見、一人の人が声を吸い上げるということは、声を出した人が一人なので、声を出してない方が下に何十人もいらっしゃると思います。なので、そういったところを吸い上げる場所であってもらいたいなと思いましたが、あえてまちづくりセンターで行ってもらいたいというふうに提案をさせていただきました。最後の質問です。北広島町まちづくりセンターは、協働のまち北広島町のシンボルにしていきたいというふうにありました。今後シンボルとして取り組むべきこと、町長はどのようにお考えでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） まちづくりセンターは、生涯学習の拠点施設としての役割だけではなく、人づくり、まちづくりの拠点としての役割を持つ施設として整備をいたしました。その一つとして、きたひろ学び塾などの事業をセンターに移し、人づくりの活動拠点として位置づけをしております。また、まちづくりセンターに近隣施設、NPO団体などが主体となる活性化委員会を設置し、にぎわいを創出する取組を展開をしております。このような民間団体が主体となる事業が行われるなど新たな取組も生まれてきております。このように住民が主体、住民が主役である活動を行っていくことにより、まちづくりセンターが住民の皆様にとって協働のまちづくり、北広島町のシンボルとして認知され、今後の活動につながっていくものと考えております。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） ただいま担当課からお答えしたとおりではありますが、少し補足をさせていただきたいと思っております。先ほど議員が言われた若い子育て世代の方を対象にというようなこともあると思えますし、私が一つ特に思っているのは、若い人たちで地域を、まちを元気にしていこうという組織ができ、活躍をされている地区もかなりあると思えます。そうした組織などが一堂に集まったりして、いろいろ議論をしながら、大きな力を発揮していただきたいなというふうに思っています。そうした集まり等でまちづくりセンター、地域づくりセンターが活動の拠点になっていけばいいなというふうに思っております。いずれにしても、より多くの方にしっかり活用していただきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 山形議員。

○6番（山形しのぶ） 課長からも町長からも答弁の中でありましたように、NPO法人や民間の団体、またいろんな人たちが地域とかが一体となってというのがありました。大きな活動をする時には、そういったNPOの方々の方々の力というのがすごく必要になってくると思うんです。その方々が考えてくださったこと、そこから広まっていくということはあると思うんですが、今、まちづくりセンターに必要なことは、NPO法人の活動もちろんですが、普段から使える場所になってもらいたいということなんです。誰もが集える場所、行きにくい場所にしてもら

いたいと思うんです。そのためにすることというのは、大きな力を借りるだけではなくて、一人一人の方が使いやすい場所になっているきっかけづくりをしていくということが大事だと思うんです。せっかくあれだけいい場所があります。こういった場所で子育てをしていきたい、この場所で起業していきたい、この場所でもっともっと楽しんでいきたいと思うための場所に十分なり得る場所だと思いますので、今後も様々な意見を吸い上げて行政はもらえるというふうに信じております。そういったものを願いながら、以上で私の質問を結びといたします。

○議長（湊俊文） これで山形議員の質問を終わります。ここで暫時休憩をとります。1時55分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 43分 休憩

午後 1時 55分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。1番、亀岡議員の発言を許します。

○1番（亀岡純一） 1番、亀岡純一です。私は、豊かな森林経営をつくり出す方策はというテーマで質問をさせていただきます。最初にお断りしておきますが、私自身、この林業とか森林経営というものについては、全く専門外でありまして、勉強しながら質問させていただくことでありまして、今回特に参考書として使わせていただいたのが、この森林未来会議という本です。これが築地書館というところから出されている本、2019年に出された本です。それとあとは中国新聞の記事、その辺を参考にさせていただいております。日本の人口減少が続いている中にありながら、そういう中であっても、さらに都市部への人口集中が激しいという傾向はずっと続いております。ということは、その分、地方の疲弊が非常に深刻さを増しているということが言えると思います。本町の面積は646km²、その83%が森林であります。私は、この森林をいかに適切に管理し、いかに活用していくか、これこそが一つの町民の生活基盤を安定していくことにつながる方策ではないかと、非常に大切な重要なことではないかというふうに考えております。ひいては、それが国を守ることもつながるというふうに考えております。今、世界的に見ると、どうも林業はもうかる産業というふうに言われているそうであります。しかしながら、これほど身近にある森林資源が十分に活用されていないというふうに感じます。余りにももったいないのではないかと。いろいろな要因があるでしょう、難しい現状があるとしても、今後この豊かな森林資源による収益確保に向けた道を見いだして、豊かな森林経営をつくり出す方策、これを考えていくということは非常に大切なことではないかというふうに思いまして、今回の質問とさせていただきます。これまでも似たような質問をさせていただいておりますが、徐々に深めていきたいというふうに思っております。最初の質問であります。北広島町における第1次森林整備計画5か年、これは平成29年度から令和3年度というふうに書かれてあったと思うんですけども、これを終えようとしております。これを総括して、どのように評価しているのか、また、これに続く新たな計画はどのよう

になされているかについてお伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 森林整備5か年計画は、平成29年1月に策定した北広島町有林管理活用計画に合わせて計画したもので、平成29年度から令和3年度までの主伐あるいは間伐の施業を計画したものでございます。計画の実施面積は、全体計画178haに対しまして、実施面積169.75ha、約95%の達成となっております。内訳としましては、皆伐並びに保育間伐は計画面積を上回りましたが、搬出間伐は計画面積には達していない結果となりました。搬出間伐につきましては、間伐区域の測量でありますとか、路網の位置選定などの現地調査が必要であるため、実施するに当たりましては事業地の数が限られることから、計画策定に当たりましては課題となる部分でもあるというふうに考えております。この計画につきましては、本年度令和3年度で終了するため、令和4年度からの新たな5か年計画を策定したところでございます。この計画は、町有林を一体的に、また計画的に管理するための森林経営計画にもリンクしておりまして、伐採や森林の保護、路網の整備などを計画的に実施していくものでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 計画の95%ぐらいは達成された。その中で、搬出間伐についてがというふうなお話がありました。さらに令和4年度からは新たな5か年計画を立てていくということでもあります。この森林整備計画というものについて全体的なところを確認させていただきたいんですけども、言われたように、施業である主伐と搬出、保育の関係で5か年の計画を立てているという、しかもそれが最初に言われた北広島町有林管理活用計画、平成29年に策定された計画を基にしてつくられていると。ですから、この計画については、あくまでも町有林に関しての話であるという認識でよろしいですね。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） はい、町有林に関する計画でございます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） それとは別に今、森林整備5か年計画という聞き方でしたので、そのことが私も平成29年度から令和3年度までの計画についてはということで認識していたんですが、それ以外にもっと、町有林以外で町全体の森林整備計画とかいうものはあるんでしょうか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 本町の総面積が6万4620haのうち森林面積は5万3565haの状況でございます。この町有林、民有林を含みます森林の管理等の計画的な整備計画の考えを定めたものが北広島町森林整備計画でございます。計画につきましては、平成31年度から令和11年度までの10年間としております。基本的には、この森林整備計画につきましては、7つの項目に基づき整備していくこととしております。まず、1つ目としましては、水源涵養機能、それから2つ目としまして、山地災害防止機能、それから3つ目としまして、快適環境機能、それから4つ目としまして、保健、レクリエーション機能、それから5つ目としまして、文化機能、それから6つ目としまして、生物多様性保全機能、7つ目としまして、木材生産機能の柱にのりまして、森林施業の推進方法等定めております。この北広島町森林整備計画に基づきまして、先ほど言いました町有林の活用計画につきましては、北広島町有林管理活用計画

を策定しまして、さらにその具体的な森林整備の5か年を計画して策定して、具体的な取組を進めている状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 今説明していただきました北広島町の森林整備計画が平成31年から10年間の計画。これ言われたんですが、私ホームページでよう見つけなかったんですが、公表はされてないんですか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） ホームページでの公表はしてない状況でございます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 直接農林課に問合せすれば、それは教えていただける。はい。そのように計画が、これはやっぱり国のほうからの流れで来ているのだと思います。特に森林に関しては、法律が変わったところがありまして、2001年に林業基本法が森林・林業基本法に改正されて、森林管理の目的が森林の持つ多面的機能の発揮にあるというふうに定められたと。この頃から間伐の予算、それに対する補助金とか、そういうものが出てくるようになったというようなことでありますけども、国としても、この森林に対して、かつて、ずっと歴史的にやってきた林業とはまたちょっと流れが変わってきて、環境も含めた様々な方面からの見方がされているんだろうというふうに思うんですけども、こうした中で、いかにこれを有効に使っていくかということでもありますけども、次の質問になるんですが、気候変動対策の一環として設けられた森林整備や木材利用を促すために国が地方自治体に配分する森林環境譲与税というものが令和元年度から配分されております。これを町が実際に受けた配分額について、また、その使い道についてお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 森林環境譲与税の配分額につきましては、令和元年度は2498万円でございます。その用途につきましては、森林経営管理制度に基づきます森林の現地調査や意向調査が主なものでございまして、1713万3000円となっております。その他には、公有林の整備でありますとか林道整備、一部を基金の積立てとしております。令和2年度につきましては5308万4000円の配分額でございまして、主な用途としましては、森林経営管理制度に基づきます森林調査等で1338万8000円、木材利用で1487万8000円、森林整備に681万8000円、一部を基金積立てとしている状況でございます。令和3年度につきましては、5333万7000円の譲与の見込額となっております。森林経営管理制度に基づきます森林調査でありますとか、林道等の補修を主な項目として実施している状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 言われた中の一部基金に積立てられたという、その基金の額について教えてくださいませんか。

○議長（湊俊文） 会計管理者。

○会計管理者（細居治） 森林環境譲与税基金の現在高について会計室から説明をいたします。

令和4年2月末現在で1500万29円となっております。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） これ何で基金のことを聞いたかと言うと、全体の中でどのぐらいの額になっ

ているのかなというふうに思ったんですけども、この森林環境譲与税については、国からそれぞれの地方自治体に対して配分されるわけでありまして、その配分の仕方がいろいろな要素に従って配分されると。そこに人口割というのが結構大きなウェイトを占めてる。面積もちろんそうですけども。都市部で人口が多い所にはたくさん配分されると。ところが山間部で人口の少ない所には森林にかけられるお金が欲しいのになかなかそれが少ないという、そういうところは問題になっているというのは新聞で見ました。極端な例を言いますと、沖縄の北、大東村という所では、面積が13.1km²しかない。恐らく人口も少ないんだろと思うんですけども、令和元年と2年度で、2年間合わせて8万円の譲与税しか配分されてない。それでこれをどういう使い道するかというと、25年間積み立てて使うと。そういうことが書かれてありました。そういった意味では、なかなかこの使い道というところに苦慮するところもあるのかと思いますけども、我が町においては、これをしっかり使って、さらにあと3年ですか、森林環境譲与税という形で配分していただく。これを有効に活用していくということは、これまでの質問でも回答いただいているところでありまして、さらにこれを使ってやっていく、その流れについては今後3年間についても変わらないでしょうか、その辺についてお伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 森林環境譲与税につきましては、その配分額につきましては、議員が申し上げられましたように、それぞれの基準に基づいて配分されているところでございますけども、50%が私有林の人口面積でまず配分される状況でございます。それから20%が林業就業者数、それから30%が人口により配分されるようになっております。交付額の見込みにつきましては、令和4年度から令和5年度が6869万4000円、令和6年度以降につきましては8430万6000円が見込まれる状況でございます。こういった状況から踏まえまして、町としてもこの財源を有効に活用していく必要があるというふうに考えております。現在、そういった森林環境譲与税の活用についての基本的な考え方をまとめていきたいというふうに考えております。仮称でございますけども、活用ビジョン的なものを策定いたしまして、そういった中で、森林の整備に関する基本的な施策でありますとか木材の利用促進、あるいはバイオマス等の利活用等も含めたそういったとこを計画の中で策定しながら、今後につきましては計画的に執行できるようにしていきたいというふうに今考えているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） そうしますと、最初の年が2400万円、おおよそ2500万円ぐらいに対して最終年度令和5年度、令和6年度あたりでは8400万円という、かなりな額が配分されるということですよ。これはぜひとも有効に使っていただきたい。ちなみに、これは法令で、その使い道は限られているということはあるらしいんですけども、森林整備や人材育成、それから森林への理解を深めるための啓発活動、木材利用といったような使い道に限定をされるということでもありますけども、ぜひとも我が町の森林資源を有効に使うというところで活用していただきたいというふうに思います。次の質問です。町内の林業従事者の推移についてお尋ねします。過去30年ないし40年ぐらい遡って、町の歴史はそんなにはないんですけども、合併前からも分かれば、分かる範囲で従事者の推移をお伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 林業従事者の推移でございますけども、農林業センサスの調査結果にて

報告いたします。平成17年度から基準を見直しました林業経営体数につきましては、平成17年におきましては1593の経営体でございましたけども、令和2年の調査におきましては250経営体、1343の減少というふうになっております。それから林家数につきましては、昭和55年には5213戸でございましたけども、令和2年の調査におきましては2618戸、2595の減少というふうになっております。センサスの数字で言いますとこういった状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 確認します。ちょっと私聞き漏らしてしまいました。最初の経営体、事業者の数ですか。そこをもう一回すみません。最初のほうの分が1593から250に減ったというのは、何年からの分で、あとが何年で、何の数というのをすみません、もう一度お願いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 平成17年度から基準を見直しました林業経営体数のほうで報告させてもらいたいと思います。平成17年度は1593経営体でございましたけども、令和2年度の調査におきましては250経営体でございます。1343の減少というふうな状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 経営体ということではありますが、私が知らないだけかもしれないんですが、町内に平成17年には1593の経営体というものがあつたということですか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） これは、あくまでもセンサスに基づく数字でございまして、センサスに基づきます林業経営体について説明させてもらいたいと思います。センサスにおきます林業経営体につきましては、育林または伐採を行うことができる山林の面積が3ha以上の規模の林業、または受託を受けて育林もしくは素材生産または立木を購入して行う素材生産の事業者ということでございます。ですので、単純に林業で営んでいる企業といいますか、そういったものではなくて、3ha以上の育林または伐採をもってやる個人農家さんも含めた数字というふうになっております。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） いずれにしても、平成17年から令和2年までということは15年ぐらいですか、その間にかなりな数が1600近くから250まで減ってる。それから林家数については5200から、それが半減してるというようなことですね。私なりにずっと調べてみました。これ町内のというのは分からなかったの、県内の広島県における林業従事者数というものを調べてみました。これは県が出されている資料であります。基になっているのは総務省の国勢調査であります。これによりますと、昭和60年から5年ごとの国勢調査の数で、最後が平成27年までの30年間にわたって、これを林業従事者の数を棒グラフにしたものであります。これを見ても一目瞭然であります、昭和60年には2865人であったものが平成27年には760人ということになっております。というふうに林業に従事している方の数、当然経営体についても先ほどお聞きしたように減っているということがよく分かるわけあります。今のお見せしたグラフで県が書いてあるのは、30年間で約4分の1に減少していると。しかもその中のもう一つ言えることは、近年は若齢者率が上がってきたと。高齢化率が下がっ

てきたと。要するにお年寄りが、割合としてお年寄りよりも若い人が増えてきたという傾向があるというふうには書いてますが、絶対数が非常に少なくなっていることは事実であります。そうすると何か、今特にここ、昨年コロナの影響もあるかと思いますが、ウッドショックと言われるような世界的に価格が高騰する事態になって、もうおいそれとすぐに木を切って出そうかというところは、なかなかその体制が組みにくいというところはあるということをよく分かります。そういう現状があるということをつかっていた上で、今度ちょっと別の観点から質問しますが、森林資源の管理や活用する者、団体に対して、町が行っている助成制度にはどのようなものがあるかをお尋ねします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 森林資源の管理等に関する助成につきましては、町独自で行っているものにつきましてはありませんけれども、森林資源の管理といえ、いわゆる造林等の森林整備がこれに当たりますけれども、造林等の森林整備につきましては、計画的に施業を行う場合につきましては、国、県の補助事業等を活用して造林補助等の申請ができる状況でございます。また、こういった事業を活用して整備を進めている状況でございます。また、間伐施業におきましても補助制度を設けておりまして、これで対応をしている状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 町独自の制度はないということでありましたが、私もどういふふうにご調べようかなと思ひまして、やはり町のホームページのほうを照らし合わせながら、例規のほうで見てみたんですけども、そうすると、森林関係で補助金という名前がついてるものが幾つかありました。例えば北広島町森林山村多面的機能発揮対策事業補助金交付要綱と。例規ですから、こういう書き方をしているわけですけども、あるいは北広島町森林環境譲与税事業補助金交付要綱とか、皆さんよくご存じなのは北広島町まきストーブ購入補助金交付要綱、この辺の補助金とか、あと幾つかあるようであります。その中で、一つお聞きしたいことがあるのですが、最初に申しました北広島町森林山村多面的機能発揮対策事業、この補助金のことについてお聞きしたいんですが、広島県森林山村多面的機能発揮対策地域協議会から採択通知を受けた森林所有者に対しての補助金であるということらしいんですが、この辺のところ、実際にこれを採択されている案件というのはどのくらいあるのかお聞きしたいです。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 森林山村多面的機能発揮対策交付金につきましては、基本的には国の事業でございます。この国の事業を活用して町が実施する場合につきましては、先ほど言われました要綱等に基づいてやるようにしておりますけれども、近年におきましては、この交付金を使つての実績はない状況でございます。令和3年度につきましても、国のほうにつきましても事業がある状況でございますけれども、先ほど言いましたように、近年におきましては、町のほうでは実施をしてない状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 分かりました。直接補助金ではないんですけども、支援する制度、助成の制度という観点から、北広島町林業機械管理貸付規程というものがあるようなんですが、これについては、林業仕様のバックホーとクレーンスケールというものが貸出を受けることができるということだと思ひますが、ちょっと説明していただくことはできますか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） これにつきましては、町が購入しておりますバックホーでございますけれども、そういったものにつきまして貸出基準を設けまして、貸出をしているものでございます。現在につきましては、芸北オークガーデンのせど山の所のほうに配置して使ってもらっているという状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） クレーンスケールというものはどういうものですか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） クレーンスケールにつきましても、屋外に運ぶ機械というところで町が購入いたしまして、同じくせど山の所に配置している状況でございます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） そのようなものがあるということは分かりました。ちょっと町の制度ではないんですが、補助金というところの考え方について、ちょっと触れてみたいと思うんですけども、ちょっと時間を考えながらいきたいと思いますが、これ今回私が勉強したところ、披露するわけではないですけども、この辺のところがあったので、町としてどういうふうに見えるかというところは、もし聞けたらと思ってお話するんですが、近年、間伐の単なる切捨ては良しとはしないで、木材搬出を前提とするようになって、必要な労働は、おおむね補助金で賄える形になった。こうした制度では、各県で間伐量の上限まで伐採量を増やせば増やすだけ補助が出ると。その結果、ともかくどんどん間伐するという現場が増えて、作業する組織から丸太をなるべく高く販売するという、そういう努力を惜しまないという雰囲気が消えてしまったと。とにかく間伐してたくさん出せば金になると。市場では、丸太の供給過多が続く状態となり、価格決定権は買手側に握られたと。丸太価格は安値安定し、素材生産の生産性の向上へのインセンティブも働かない、生産性向上をやろうという気持ちにならない。立木価格は大きく低下している。政府による搬出間伐の推進でありますから、木材市場に需要以上の木材供給、これが木材市場に需要以上の木材供給をもたらして木材価格は低下したと。それだけが価格低下の原因とは言わないが、一定の影響を与えたのは事実だろうと。言ったところは、これ実は本からの受け売りでありますけれども、そういうことがある。さらにこれからは皆伐を推奨しようとしていて、間違いなく増産は加速し、一層供給過多になるのではないかと。林業家が森づくりを自律的にできない価格まで補助金林政が立木価格を押し下げている面があるのではないかと、そういう見方もあるということでもあります。これを町に対して、この話をしたところでどうにもならないかなとは思いながら、ちょっと取り上げてみたんですけども、そうした点を踏まえて、町として、この森林に対する助成制度の考え方、もしありましたらお願いいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 間伐でございますけれども、間伐につきましては、森林の混み具合に応じて一部の木を伐採し、残った木を育てるものでございますけれども、一般的には植林後35年度までに行うものを保育間伐といい、それ以降の間伐につきましては、搬出材として販売する状況でございます。保育間伐につきましては、切捨て間伐といいまして、山の中に残していくような間伐でございますけれども、搬出間伐につきましては、そのものを持ち出しまして、言われましたように、市場とかのほうで売るといようなところでございます。町有林につきましては、先ほどの計画にもありますけれども、概ね40年を経過してきている状況でございますので、搬

出間伐の時期にも入っている状況でございます。先ほど言いました、次期5か年計画におきましても、搬出間伐を行いながら、そういった収入の確保にもつなげていき、そのものをもってまた森林施業のほうにも行っていきたいというふうに思っております。切捨て間伐につきましても、山の中に残しておりますけれども、それも貴重な資源というふうには現在考えていこうというところを検討しているところでございます。ほぼ3割のものを山に残しておりますので、そういったものの利活用ができないか、そういった仕組みづくりについても今後考えていければというふうなところを思っているところでございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 間伐についてしっかりとお話していただきました。補助金については、余り話がなかったかなと思いますが、確かに間伐は日光が地面まで差し込んでくるようになって、シダ類や低木が増えてくると。光が入ると下草が生えて、雨で土が流れ出ていくのを防いでくれたり、あるいは雨水を蓄えたり二酸化炭素を吸収したりと。そうした山の機能を維持するために非常に大切なものであるということは確かに言えると思います。かつては、この森林が老後のために植林をしたりとか、子や孫のために思って資産として育てたものがなかなか今現状そうになってないというところに難しいところが現れているんだと思うんですけども、この森林資源によるさらなる収益確保に向けての町としての考え方をお伺いします。課題についてどのようなことが上げられますでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 森林資源におきます収益確保に向けては、まずは計画的な施業が第一であると考えております。植林から始まりまして生育年数に応じた除間伐の施業、それから収入間伐、そして皆伐によります立木販売、その一連の施業管理を計画的に実施することが収益確保につながるものと考えております。しかしながら、令和元年度より取り組んでおります森林経営管理制度によります森林の調査におきましては、森林の施業管理が思った以上に進んでいない現状が見られます。こういったところの課題が見えてきたところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 大切なところは計画的な施業管理であると。今課題も上げていただきましたけれども、そうしたところを踏まえた上で、町として、今後森林資源を豊かな経営に持つていくために考えられる方策というものはどのようなものがあるのか、お尋ねします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 今後の方策でございますけれども、森林経営管理が非常に大切でございますので、まずは、町有林をその手本としまして、計画的な施業管理を実施していきたいというふうに考えております。民有林につきましては、先ほど言いましたように、森林経営管理制度を活用いたしまして、民有林の間伐等によります施業管理を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） いずれにしても、林業というものは50年とか100年とかいう先を見ながらやっていくものであり、計画的な施業管理が必要であると。そういうところを言われたんだろうというふうに思います。なかなかその方策、決定打みたいなものを見つけていくのは難しいわけでありまして、特に今、様々な方面からのアプローチ、チャレンジしていけば、この森林の資源というのは、いろいろな使い方ができるのではないかと、それを経営に結びつけ

ていくことができるのではないかというふうに思います。先ほど紹介した本の中にも一部書いてありましたが、今は小まめな市場開拓を森林所有者の側が行うことで生き延びるしかないんだと。ニッチな市場ではあるが、小さい、狭いという意味でしょうか、市場ではあるが、隙間産業みたいなものでしょうか。それは実は隠された大きな市場でもあるかもしれないというふうに書かれてありましたが、非常に難しい中でもどこか何か、そこに活路を見いだしていくという気持ちを持って取り組んでいけば、そこにほかの誰かがまだ気がついてない市場についても見つけ出すことができるかもしれない。そういうことを考えながら、何とかして、これだけ広大な山林、森林、資源を町の有効な宝として活用方法を見つけていくことができればいいんじゃないかというふうに思ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（湊俊文） これで亀岡議員の質問を終わります。暫時休憩をとります。2時50分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 39分 休憩

午後 2時 50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。8番、梅尾議員の発言を許します。

○8番（梅尾泰文） 8番、梅尾泰文であります。さきに通告をしております1点について今回は質問をさせていただきます。タイトルは、これからもお米づくりはできるのか、という優しく、分かりやすいタイトルであります。中身はなかなか厳しゅうございます。丁寧なご回答をお願いしたいというふうに思っております。まず、12月の議会の一般質問で、日本の農業は守れるのか、というタイトルで質問しました。その冒頭で、北広島町の基幹産業は農業であると切り出したわけであります。全国的に農業者人口は高齢化し、担い手がないため減少している。米価は下がっているのに農業資材や機械、肥料等は下がっていない。農業だけで生活できる所得保証がない。そういう質問をしたわけであります。農林課長からは、次のような回答があったわけであります。全国的な動向は、農家戸数や収穫数の減少となっている中、北広島町の農家戸数は、わずかに減っているが、経営規模は増加しているというふうに答弁をされて安心したところであります。このことは、北広島町の農家や行政、農協の努力によって米づくりが継続し、支えてこられたというふうにも考えているわけであります。しかし米づくりをする意思があっても、ほ場に水が届かなければ水稲栽培はできないわけであります。水稲栽培の水の確保は基本中の基本であるわけであります。井堰の堰を止めて、水を農業用水に乗せるという堰であります。その井堰が経年劣化するなどによって改修せざるを得ない状況にきているということでもあります。そこで今回は、大変大きな問題である水稲の水元である井堰のことについて町としての認識と、今後の状況について考えをお聞きしたいというふうに思います。水の確保には、固定堰、頭首工というんだそうでございますが、コンクリートで作ったようなものなのかなというふうには思います。それと可動堰、これは動く堰でありますから、今、千

代田地域を中心に非常に多く見受けられるゴム井堰等があるわけであります。このものはゴム堰、ゴム引布製のチューブに空気を入れて起伏させるゴム引布製起伏堰というんだそうでございますが、分かりやすくいえば、大型のタイヤチューブで河川の右岸と左岸をくっつけて、それに空気を入れて膨らませて上流から来る水をせき止めて用水に乗せるという、風船ダムであります。そういうものがいくつもあるわけであります。そこで、水稻栽培に必要な施設であるわけでありますが、そのゴム製の堰の種類と、町内にそのゴム堰はいくつ設置をされているか、まず、お聞きをしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 頭首工に関連することですので、建設課からお答えいたします。議員ご紹介のゴム引布製のチューブに空気を注入、排出することで、起こしたり倒したりする、いわゆるゴム堰の種類は、ゴム引布製起伏堰の1種類です。名称としては、ラバーダム、バルーンダム、ファブリダム等の名称がありますが、これは各製品企業の登録商標等による通称でございます。町内のゴム堰は、全てゴム引布製起伏堰で、大朝地域に1か所、千代田地域に16か所の計17か所でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） この質問は、これまで2年ぐらい前にゴム堰のことについて質問した同僚議員がおられますけども、そのときの回答は、16というふうにお答えをされておりますが、今は17ということで1つ増えたようですが、新しく建設されたんですか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 再度建設課のほうで現地、志路原川、それから江の川、それから冠川に設置されている箇所を調査させていただきました。どうも1か所、名盤がなかったことによる見落としとして、冠川にある1つだと思われましてけども、合計、現地の調査を再度させていただいた結果、先ほど申し述べたように、計17か所の設置を確認させていただいたところでございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 私もこの質問をする前に、課長とお話をして、どういう所にあるかなと聞いたところ、大朝地域に1つ、あとは千代田地域だということでありましたから、江の川、冠川、志路原川、全て電気ポンプ、ポンプが置いてある所の川をずうっと右岸、左岸を回りまして数数えたら、今課長がおっしゃったように、全部でゴム堰は17あったということを確認しております。このゴム堰は、言うてみれば、この千代田地域には非常に多いんであります。他の地域にはなかなか見ることができんのかなというふうに思うわけですが、まず、そのゴム堰の特徴というのを、特徴があつてつけようというふうになったから、これだけの数があるわけでありまして、そのデメリット、メリットについてお聞きをしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） ゴム堰の特徴として、メリットは、耐久性があり、地震に強く、多様な河川断面に、いろんな河川の幅に対して適応可能で、かつ小型から長大な河川幅に施工が可能なこと、また、大雨時には自動で倒れますので、人命に対する点、それからゴム堰を起こす時には、河川内に入らずに操作が簡単であること、また、他の可動堰でスチール製の起伏式のゲートなどがありますけども、そういった施設では可動時には必要な作動油を使用しないことで、油漏れがないことなどが上げられており、また、その他の可動堰に比べ、工事費が安価で

あることをございます。デメリットは、大規模維持修繕時には、取水や河川の流れを妨げないような大規模の仮設工事が必要となり、修繕費用がかさむこと、また、倒れるたびにゴム堰を起立させるための電気代がかかることなどをございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） メリットもデメリットも報告していただきましたけども、これから質問をしていく中で、本当にそうなのかなと、本当にメリットがあるのかな、デメリットなのかなということは次第に分かってくるだろうというふうには思いますけれども、まず、質問を続けてみたいと思いますが、ゴム堰による生態系、水中に生活する動植物等の影響はあるのかなのか、そのことも考えて設置されたんだろうというふうには思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 生態系への影響ではございますが、ゴム堰が倒れる時における堆積土の変化や起こす時の水量の減少などにより魚等への影響の懸念はありますが、現在のところ、生態系への影響があったとの報告は受けておりません。以上でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 報告がないということのを良しとしておられるということなら、そういう回答でしようが、一旦落ちた物を膨らまそうと思ったら時間がかかるわけですね。その間、下流に水は一滴も流れんというのが普通考えられます。その時に、その下流に住んでいる魚等はどこへ行けばいいのでしょうか。上流に上がるんですか。いかがですか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 以前、一度に上流下流のゴム堰を同時に上げないよというお願いをされた経緯はあります。以上でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 言われることが分からないでもないんですが、単独で風船を膨らまそうという時には、その下流には何時間か、30分か分かりませんが、その間、水は流れるのであります。そういうふうなことも考えながら、ある井堰では、魚道という、魚に聞いたんじゃないでしようが、魚道が作られて、ここを通ったら、上流に上げれたり下流に下るんじゃないかというふうなことを言われたことがあります。魚と相談したわけじゃないんですが、どっちにしてもそういう苦情を聞いてない、相談を聞いてないというふうなことで、今は済まされているのかなというふうに思いますが、質問は続けます。その設置されているゴム堰は、私もずっとそれぞれのところを見て回って、設置者が誰かというのを知ってますけども、設置者はどなたですか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 議員ご質問の設置者は誰かということではございますが、各ゴム堰、今まで固定堰であったものは、今までの河川改修等による補償工事として河川管理者である広島県が施工しておりますが、様々な事前協議等がございまして、施設完成後に受益者である各水利組合に引き渡されており、そういった意味では設置者は各水利組合となっております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） そのような契約書とか協定書とかいうのははっきり、譲渡しますというふうなものがあるって回答しておられるんですか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 今手元にあるのは、一部の河川工作物の移設についてという協議書等でございますけども、建設課のほうで、冠川系統とか、江の川の大朝の系統とかというのは保管しているところは確認しております。全てではございませんけど。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 41年前にできた施設もありますし、12年前に設置された施設もありますから、その間、設置者は広島県西部建設局とかいうふうに書いてありますが、その中身の中に、本当に譲渡すると。水利組合の方たちは、完成された時に風船を膨らせる、あるいは管理をする、そして用水路に乗って用水路の管理をするというのは自らが自分たちの努力で管理をせにゃならんのだということは意識をしておられますし、そのことを忠実に守っておられますが、こと、このファブリダムの耐用年数は20年から40年というふうに言われています。もう既に40年を過ぎたゴム井堰はもう2つはあるわけでありまして、その2つを調査し、聞いてみますと、いずれもゴムがパンクをしてパンク修理をしている所がございます。一番古いのは、修理をするのにどのぐらいかかるかなという見積りも取っておられますけども、そのゴムの厚さが4.1ミリ、もともとが。それが40年その上を、風船の上を水が流れ続けるということ、かなりそれは磨耗するんですね。パンクをすると。そのことは当然ご存じだろうというふうに思うわけですが、施設を設置をした広島県がそれこそそのことが必要になくなって、使えなくなった時に、水利組合の方たちに譲渡したから、あんたたちが何とかせえという話には、当然ならんというふうに私は思うんですが、いかがですか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 基本的に農業用施設である頭首工、水路、ため池等に関しては、受益者の方で管理、維持修繕していただくのが原則であると考えております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） まず私は、一般質問の質問書を2月の22日までに出示してもらえばいいですよというてもらってるところを、できるだけ早くに私の質問書を提示して、いろいろな調査もせにゃいけんだろうし、県のほうにも調査してもらわにゃいけんだろうしということで、まず、今16ある井堰についての井堰から入っていく水の入る範囲のほ場の面積と戸数について一覧表を欲しいということで、私は3週間前には出したわけですから、当然そのものは調査ができているだろうというふうに思いますが、いかがですか、今出ていませんが。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 建設課で把握している水利権者数と耕作面積は、現在まで届出が必要でないことから把握しておりません。ただし、今まで慣行水利権の関係で昭和39年に新河川法が制定されました。その時に農業用水とかの固定堰については、許可等の届出指導がありましたので、それ以降、その時も受益戸数の記載等が必要とされておりました。よって、建設課においては、頭首工の管理者から受益戸数とか受益面積の報告がない場合が多くございまして、把握ができておりませんが、現在分かっている所であれば、17のうち1町にも満たない受益戸数の頭首工があるという所から、最大では50町を超える受益を持っておられる、また受益戸数でいえば、10戸前後の受益の井堰があったり、50戸前後のというふうに様々な箇所があることは分かっておりますけども、詳細についての数字に関してはお手元に配付できるような状況ではございません。以上でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） ここは本会議の場でありまして、一般質問でありますし、一般質問の場合、通告をするということが必要であります。通告の文書の中に一覧表の提示を求めるといふふうには私は書いたわけです。かなり早く提示をしたということは、それぞれの組合さんのほうに、連絡をとって調査をされるというような段階は当然あり得ると想定したがために、本当に早く、親切に好意的に出したわけです。ただ、そのものが保管されてないということで、それは古いデータが欲しいわけじゃありません。昭和三十何年のデータをもらってどう判断すればいいんですか。そういうことでしょ。ですから、そこのところを私は先日、個人的に言いますけども、課長と話をした時に、今と同じような答弁をされたから、本会議の中で私は言わざるを得んようになりますよと言うたわけでありまして、これは、私はこの問題は、今日のうちにきっちりしときたいと思いますけども、また9月にも、12月にも、宿題が残っていたものは必ずその宿題を求めてやろうという決心をしておりますから、今日のところは、全体の状況だけに終わるかもしれませんので、準備しているものはたくさんありますが、余りきつく言い過ぎるということは、私も控えたいといふふうに思います。できるだけこれからは好意的に何がしたいのかということをご理解の上、取組と答弁もお願いしたいといふふうに思っております。それで、先ほど私のほうからもちょっと言いましたが、このゴム堰というのは、全国的には、千代田地域では一つのはやりだったかもしれませんが、全国的にはどういう状況ですか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 従来の頭首工からゴム堰が最初に昭和39年に初めてできました。その特徴である流水疏通の確実性、施工の容易性、工期の短縮、維持管理等の容易性、安全な場所で操作できるということが注目されて、2000年ぐらいまでには全国で2000か所ぐらいできたといふところまでは調査できたんですけど、それ以降、いろんな方面、関係機関に聞いたんですけども、全体数を把握しているというお答えは、県とかに聞きましたけども、お答えがありませんでしたので、すみませんが、そういった個数でございます。その経過でございますけども、先ほどのご質問でも述べたとおり、災害復旧の関連で河川の改修を行った時に補償工事として可動堰、ゴム堰になった経緯がございますが、その時に広島県が策定しております河川改修マニュアルで、川の勾配やそれぞれの頭首工の取水量や災害防止のための洪水到達時間等を検討して、原則としては起伏式の可動堰、いわゆるゴム堰を採用されたといふ経過でございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 一つのはやりであったといふふうにも考えられんでありますが、20年から30年持つものであるし、取り付ける時には、簡単だよ、あるいは上流から水が大量に流れてくると、その水位を超えれば風船がびしゃっとへっこんで、あとまたコンプレッサーで空気を送り込めば、また膨らみたい時に膨らむよといふ簡易といふか、便利さの上に成り立って、県であったり町も含めて、水利権者も含めて納得されたといふ経過があるんだろうと思いますが、今、ことここに来たら、もうやり替えなならんという時期に今来とるわけです。後から、17のうちの1つの例を申し上げますけども、その堰は今風船を潰しとってんです。風船を膨らしたら、空気が漏れるのが分かってますから、用水が必要になった時に、もう4月になったら用水が必要になるだろうといふふうに想定できますが、その時にパンク修理をして、膨らまして水を入れようといふことで今耐えてるんです。それはあと、具体的に質問いたしますけど

も、そういうふうな状況であります。この風船をやり替えようと思ったら、どのぐらいのことになるんかというのを今から説明をせにゃいけんわけではありますが、そこに入りましょう。機械室があって、そこで空気を入れたりするコンプレッサーかなんかがあったりして膨らますわけではありますが、今から私が言う1つの例は、役場周辺まで水を運んでくれている今田からなんですけども、約2 kmぐらいずうっと役場じゃなくて、千代田の新地という地域を通過して、十日市を通過して、有田を通過して千代田病院のほうまで来るという、延べ2 kmぐらいある所なんですけども、そのダムは、志路原川ファブリダムというふうに表示板に書いてありまして、規模は、高さが1.5 m、川床幅が39.0ですから、右岸・左岸の幅が39 mあるという、かなり幅も広いわけでありまして、形式は空気膨張式と書いてあります。設置は、昭和で書いてありましたから、昭和で言いますけども、昭和57年の3月、今からちょうど40年前ですね。施主は広島県加計土木事務所です。それから製作、東部建設株式会社、住友電気工業株式会社というふうにはっきりとプレートに、今のとおりが表示がされています。他の16についても、1つはなかったわけですが、ほとんどこういうふうに全て表示をしてあります。この施設は機械室内のパイプの錆で、エアーが漏れて修理したと言われておりました。そのことには役場の職員も、建設課の職員でしょうが、立ち会われたというふうにお聞きをしております。問題はここから先、大変な状況をお伝えせにゃいけんのでありますが、この経費を誰が負担するのかという協議もその時されたようであります。先ほど課長が言われたのは、それ受益者が応分の負担という意味だったんか、いやいやそれは全部よという意味だったんか、後者ではもちろんないと思いますけども、幾らか負担をせにゃならんのだらうということであるのかなというふうに思いますが、その話は後にして、ちょっと続けて言ってみますよ。そういうふうな状況であります。結果は、今の本体を直すという経費ではなくて、錆が来たりした分のパイプの修理等をした分は、結果は、土地を持っている、ここは26戸の方が耕作しているんじゃないかと、人に預けた部分も含めて自分が管理せにゃいけんけということ、26戸の水利権者で負担額を割り算をされて支払いをされたそうであります。金額も聞きましたが、ここでは言いませんが、そういうことをして、そういう部分では、水利権者が、それこそ自分たちのしなくちゃならない作業と労働力と経費は見てきているということでもあります。それが本体を直すというふうなことに至るとすれば、それは急に百姓はできせんし、手を上げるよというふうな状況には必ずやなるだらうというふうに思っているところでもあります。そういうふうな状況でありますけども、これから再設置をしなくてはならない、そうしないと田んぼに水が入れられないから、水稻を作ろうと思えば、それは大変なことですよ。じゃあ水稻じゃなくて、陸稲にすれば、水がえっと要らんけいいじゃないかという話もあるかもしれませんが、水稻は少なし、水が引かんわけですから、できないというふうになると思いますけども、今のような状況は当然もう役場の方もその場に立ち寄ってもらったわけですから、ご存じだらうと思いますが、どういうふうにお考えになられますか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 議員ご紹介のゴム堰については、建設課のほうに何か補助事業がないかということで、現在のところ、地域施工支援事業での観点から現地を調査させていただいた経緯がございます。様々な国県補助事業がございますけども、国の施策、県の施策に合った要件でないとそういった補助金はいただけませんので、その他の事業、現在調査中ではございますが、様々な事業がございます。それと、あと流域治水対策の関係で、令和4年度から、実はい

ろんな省庁の補助金事業の要件、要綱等が変わるといった情報が来ておりまして、現在、その要綱、要件については情報収集中でございます。その中で、もし適性な事業があればご紹介させていただきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 様々な事業があるけども、その事業にどのような形で乗られるかどうかというのは、検討してみにゃいけないのという意味だろうと思いますが、一番最初にゴム堰のメリットとデメリットを聞いた時に、メリットの中に安価であるという言葉が出たと思いますが、その安価というのが、今のことに当たらんのでございますよ。デメリットならいいんですよ。その当時たまたま、事業費が無料であったから安価だというふうに言われるのか、耐用年数が20年から30年だよ、40年持ったんなら、よく持ったねというふうに、ダムを管理するというか、ゴムの修理等に関わっている会社の人、よく持ったねというふうに言われたんですが、その方が言われるのに、億の金額がかかるような、新たにそのものを作ればですよ。というようなことを言われたわけでありまして、当然耐用年数があつて、いつかは経年劣化をするだろうという、誰が見ても明らかなわけでありまして。その時にそのものを誰が再建築するのかということは、当然水利権者の方は思ってもいないと思ひますし、私は何件もの水利権者の方たちとも話をしましたが、それは維持管理は当然するが、作ったら、その分維持管理の中に入るわけじゃないじゃないという話でありますから、私も全くそのとおりでというふうに思ひますが、そここのところを踏まえて、制度がなければ、なかなか次々探してもらわないといけなわけでありまして、まず、私は制度を探すというのは当然してもらわにゃいけんわけでありまして、私はなぜ、この問題は9月にも次の12月にもしますよというふうに断言するかというと、ここの町にお米を、農業は基幹産業であるという国会中継でも言うんですよ。国会議員が言うんですよ。でも水が入らんかったら、とても作る人はいない。今の米の価格で、水を入れてでも自分らが負担してでも、それは何割か分かりませんが、負担してでも米を作るような時代じゃない、今でも人に作って、頼んでお願いしよるんじやと。さっき言ひました、水利権が26戸ありましたが、その26戸のうち、自分で作っていないけども、人に預けてるから、その割り算だけは支払いますよということはしよってですが、新たにこのようなことの多額の金額負担をされるということになったら、哀れなことになるんですが、水田はなくなります。作ろうという人はいません。それは山のほうから、小さい水元を頼りにして作る農家はあるかもしれませんが、圃場整備をして今のゴム堰から入ってくる水で作っている人は、方法を変えない限り水稻を続けることはできない。哀れな北広島町、千代田地域になるのは、私はまず間違ひない。誰と話をしても、そのような答えしか返ってきません。ですから、私は最後にも、これは町長にも聞かにゃいけんわけですが、何ぼきれいごとを言うても、緑の町が、ふるさとがなくなって、茅があちにもこちにも生えて雑草が繁茂して、高速道路から見ても、これはどこの町なら、どうなってるんだ、廃墟じゃないかというような本当に哀れな話になりますけども、そういう状況が目の前にあるんです。ですからそういうことをしないために、まずは、それこそ努力をしていただき、いろいろな情報を集めていただき、そういうふうにならんような施策をまず見つけていただく。いやいや、それは国やら県が出さんいうんなら、町で何とかするよという時代、そういうことにもならないというふうには思ひますが、それにしても、本当に田んぼで米が植えられてない、作られていない、そういう状況だけはあつてはならないというふうにするわけでありまして。ですから、今日のところは、私は今の状況をお伝えしながら、

取り組むべきことを取り組んでもらうということを受けながら、それから少しずつ、今まで提示を求めていた資料等もらいながら、一緒にまた考えていかにやらんことだと思えます。まず、課長いかがですか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 議員のご質問ですけれども、先ほども申しましたように、農業用施設は用水路、排水路、ため池等もございます。ため池に関しては、受益者分担金10%をいただいて、これまでも老朽化の緊急ため池事業を行ってまいりました。農業施設は受益があることから、受益者負担の原則で分担金徴収条例に基づいて、様々な事業で負担金の割合を決めさせていただいております。ただ、適用できる補助事業によっては、それ以下の負担金で済む事業もございます。今後とも調査研究を重ねてまいりまして、最適な事業を見つけてまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 基本的な方向性というのは、今、課長が言った状況であるかもしれませんが、その基本的な考え方に何人かで割り算をせにゃいけんのんかということ、あるいは、割り算をする金額がどのぐらいなのかということによって、何ぼ基本的な方針が決まったにしても、もう作れません、作りません言うたら、終わりなんですよ。何ぼきれいごと言うてもらっても、手を上げるというのは、表現が悪いです、作らない、作りますというのは、今の社会情勢の中でつくられた一つのシステムでありますから、いやいや米が、30kgが6000円よというようなことじゃなくて、いや、あれが1万8000円という状況であるんなら、まだ、今からでも息子にやれやということも言えるだろうし、何ぼか先祖のものを荒らしちゃいけんでと、言うて今までずうっと頑張ってきた人たちも、それこそ負担が少なくて、やっぱり自分で自分の土地を荒らすというような、誰だって好んでやろうというふうには思わんわけです。それがそうは言うてもいきにくいという状況がありますから、言うてみれば、割り算というか、負担をする額が自分の家計の財布の中から出せるかどうかというところは、その農家の方が判断されるわけでありまして。そこを、これからは私は引き続いて農家の皆さんの声を伝えていきたいというふうに思いますが、町長、全体的に今私が言うたのが、ちょっと余り表現も悪かったかも分かりませんし、涙が出るような話になるかもしれませんが、この町のことを思い、本当は、ここだけの町のことだけじゃないと思えます。今は、私はゴム堰のことを言いましたが、頭首工、固定堰ももちろんありますし、同じようにお金がたくさんかかるか、少ないのかというのは分かりませんが、そういうことからすれば、用水路に水を乗せて水稻を作るという作業全体を見た時に、この町がどういう姿になっていくのか、いや、こういう姿にならしちゃいけんだ、そのためには、こういうことをせにゃいけんのんか分らんのかなというふうなことが欲しいわけでありまして、いかがですか。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） これは大きな課題であるというふうには認識をしております。ただ、固定堰にしる、可動堰にしる、ある程度の自己負担というものはいただかにゃいけんだらうというふうに思いますが、そこは知恵を出していかにゃいけんというふうに思っております。多面的機能支払の中で長寿命化というので、別枠のものがありますけれども、そういったものがどこまで使えるか、あるいは、先ほど課長も申し上げましたが、流域治水の考え方で、防災減災、そうした考え方の中で、可動堰のほうが被害が少なくて済むということもあります。そう

したところも総合的に判断しながら、これ県、国のほうには要望はして、今までもおるわけ
ありますけども、具体的な議論を積み上げさせてもらおうというふうに思っております。まだ
解決策が見つかってるわけじゃありませんけども、大きな課題であるというふうに認識して、
議論を進めてまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） いい方法をまた見つけてもらわにゃいけんわけではありますが、いずれにして
も、もうパンクを修理して使おうというふうな、そういう時期に来ていますから、もう何年
の猶予はございません。農業センサス等で、この水系でいうたら、どのぐらいの農家数があ
つて、面積あるというのは農林課のほうかもしれませんが、そういうふうなことも含めて課が
一つになって、いろいろな課題に取り組んでいくということをお約束していただきたいとい
うふうに思いますが、いかがですか。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） ただいま申し上げましたように、流域治水という考え方は、農林は当然
ですが、建設も、そして関係するところがいろいろ、国のほうもそうでもありますけども、
連携して進めてはじめて効果が出るものでありますので、当然一緒になって検討していき
うことになろうと思います。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 一つの堰の人たちが来て、どうじゃこうじゃということも当然ある
だろうと思いますが、トータル的に見て、この町に今どれだけの堰があるんだと。全部で
言うたら、固定堰も含めたら186堰あるとかいうようなことも以前聞いたことがあるわけ
ですが、そういうことも含めて、北広島の米づくりについて熱い思いを持って取り組んで
いただきたいということを申し述べて終わります。

○議長（湊俊文） これで梅尾議員の質問を終わります。お諮りします。本日の会議は
この程度にとどめ、明日11日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。よって、本日は、これで延会といたしま
す。なお、明日の会議は午前10時から、本日に引き続き一般質問を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3時 33分 延 会

~~~~~ ○ ~~~~~